

# 令和 7 年香美市議会定例会

9月定例会議会議録（第3号）

令和 7 年 9 月 10 日 水曜日



## 令和7年香美市議会定例会9月定例会議会議録（第3号）

招集年月日 令和7年8月29日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月10日水曜日（審議期間第13日）午前 9時00分宣告

### 出席の議員

1番	有光 収三	11番	山崎 晃子
2番	公文 直樹	12番	笛岡 優
3番	中平 麻衣	13番	濱田 百合子
4番	西村 剛治	14番	山崎 龍太郎
5番	西山 潤	15番	利根 健二
6番	森田 雄介	16番	山本 芳男
7番	村田 珠美	17番	山崎 真幹
8番	小松 孝	18番	小松 紀夫
9番	舟谷 千幸		

### 欠席の議員

なし

### 説明のため会議に出席した者の職氏名

#### 【市長部局】

市長	依光 晃一郎	高齢介護課長	中山 繁美
副市長	村上 真祥	福祉事務所長	野邑 裕永
総務課長兼選挙管理委員会書記長	竹崎 澄人	建設課長	野村 文紀
企画財政課長	黍原 美貴子	農林課長	川島 進
定住推進課長	小松 伯聖	商工観光課長	門脇 正人
防災対策課長	中川 英齊	《物部支所》	
税務収納課長	猪野 高廣	支 所 長	片岡 亮

#### 【教育委員会部局】

教育長職務代理者	浜田 正彦	教育振興課長	前田 薫
教育次長	中山 泰仁	生涯学習振興課長	小松 幸春

#### 【消防部局】

なし

#### 【その他の部局】

なし

### 職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	一圓 幹生	議会事務局書記	横田 恵子
議会事務局書記	入野 美紀		

### 市長提出議案の題目

な　し

## 議員提出議案の題目

な　し

## 議事日程

令和 7 年香美市議会定例会 9 月定例会議議事日程

(審議期間第 13 日目　日程第 3 号)

令和 7 年 9 月 10 日 (水) 午前 9 時開議

### 日程第 1 一般質問

- |   |      |   |   |     |   |
|---|------|---|---|-----|---|
| ① | 5 番  | 西 | 山 | 潤   |   |
| ② | 14 番 | 山 | 崎 | 龍太郎 |   |
| ③ | 2 番  | 公 | 文 | 直   | 樹 |
| ④ | 6 番  | 森 | 田 | 雄   | 介 |
| ⑤ | 11 番 | 山 | 崎 | 晃   | 子 |
| ⑥ | 13 番 | 濱 | 田 | 百合子 |   |
| ⑦ | 4 番  | 西 | 村 | 剛   | 治 |
| ⑧ | 7 番  | 村 | 田 | 珠   | 美 |
| ⑨ | 9 番  | 舟 | 谷 | 千   | 幸 |

### 会議録署名議員

1 番、有光収三君、2 番、公文直樹君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（小松紀夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、順次質問を許可します。

5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） おはようございます。みんなの願いを届けたい、日本共産党の西山潤です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問いたします。大きな1番、聴覚障害者や加齢性難聴者への支援充実についてお聞きします。

まず初めに、写真を紹介したいと思います。モニターを御覧ください。資料①は、昨年12月14日、かみーるで開催された手話で楽しむおはなし会の様子を写したもので、これに写っている皆さんは、手話サークル「かかしの会」の皆さんです。これは、令和6年度香美市まちづくり応援基金を活用した事業、健康づくりのための情報バリアフリー展の一環として行われました。議会だより第76号でも紹介したものでございます。手話サークル「かかしの会」の皆様は、毎月2回から3回、中央公民館やかみーるを会場として手話の練習に励んでいます。同僚議員の中には、参加して、ともに手話を勉強されている方もいると伺いました。本当にすばらしい活動をされていると思います。資料①は、絵本の読み聞かせを一番左側の方がされて、それに合わせてほかの方が手話でも伝えている場面です。

次の写真資料②が、手話による歌でございます。歌に合わせて手話で表現をしているわけでございますが、何の歌を歌っているか分かりますでしょうか。多分ここは「カエルだって」というところだと思います。資料③も同じ歌ですが、これですね、これが同じ歌で、ちょうどこの場面は「太陽に透かしてみれば」という場面でございまして、もうここまで言つたら分かると思いますが、やなせたかしさん作詞、いずみたくさん作曲の「手のひらを太陽に」です。参加者も一緒に手話表現を楽しみました。

資料④は別の歌で、飾り物をつけてるので分かりやすいと思いますが、指3本を耳のところでやるのがトナカイの表現で、クリスマスが近いときでしたので「赤鼻のトナカイ」を手話で表現した様子でございます。

一旦、モニターでの資料の説明を終わります。質問に戻ります。

3月定例会議において、本市は手話言語条例を制定しました。また、11月15日からデフリンピックが東京で初開催されます。手話の普及や聴覚障害者への理解を深める好機と考えます。また、聴覚障害の問題は決して一部の方の問題ではなく、加齢性難聴という全ての方に起こり得る問題でもあります。新聞報道によりますと、全国では、473を超える自治体が、何らかの形で加齢性難聴者の補聴器購入補助制度を既に実施し

ております。本県においても、今年度に入り、室戸市、安芸市、日高村、須崎市、中土佐町、三原村、黒潮町の7自治体が制度をスタートさせ、既に実施している7自治体と合わせて、県下14自治体に広がりました。本当に一気に広がったなという感じがいたします。

質問の①です。

手話言語条例に基づき、具体的にどのような施策を今後を実施していく予定でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） お答えします。

来年度に手話奉仕員養成講座の開催を予定しております、それに向けて今年度は、まず手話に興味を持っていただくことを目的として、市民を対象とした手話教室を2回開催する予定です。

また、手話の周知として、広報香美へワンポイント手話講座を9月号から出しておりますが、そちらは継続的に掲載をしていくようにしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 広報香美9月号は私も見ましたけれども、ワンポイント手話を継続していただけると、それから、手話教室も2回やっていただけることで、大変うれしい限りでございます。

こちらは「耳の不自由な人をよく知る本」という本でございまして（資料を示しながら説明）、子供向けの本でかみーるで借りたものですが、大変聴覚障害の方についてよく分かる本ですので、お勧めしたいと思います。この中に、ヘレン・ケラーの言葉として紹介されているものがありまして、視覚障害は物とつながりにくくする、聴覚障害は人とつながりにくくするという言葉がございました。聴覚障害というのは、なかなか周囲の人々に分かりにくい障害とも言われています。周囲の理解者をどれだけ増やすかが重要だと思いますので、ぜひ、引き続き手話言語条例に基づき具体的な施策を進めていただきたいと思います。

②に移ります。

7月の参議院議員選挙で、聴覚障害者への投票支援策は取られましたか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

本市におきましては、コミュニケーションボードを各投票所へ設置して対応しました。こういった物を設置してございます（資料を示しながら説明）。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） コミュニケーションボードを使ってやっているということでございます。

③へ移ります。

初めに紹介しましたデフリンピックですが、実は、あまり知られていないのではないかと心配しています。本市として広報する予定はありますか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 11月号の広報香美のワンポイント手話コーナーにおいて、デフリンピックの手話表現と開催日などを掲載する予定をしております。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 実は、この前の日曜日、高知市においてデフリンピック壮行会が開かれています。ただ、翌日の地元紙を見ますと、石破首相退陣表明と阪神タイガース優勝で埋め尽くされておりまして（資料を示しながら説明）、このデフリンピックの記事がなかったわけです。タイミングも悪かったのかもしれません、あまりデフリンピックがマスコミで取り上げられていないということもあると思いますので、ぜひ、広報を香美市としてもしていただきたいと思います。

④へ移ります。

重度聴覚障害者が人工内耳を装着する効果と経済的負担はどれほどでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 効果につきましては個人差がありますけれども、聴覚の改善によるコミュニケーション能力の改善や、認知症の予防、災害時の緊急速報聞き取りによる身体的安全性の向上が見込めます。

人工内耳の手術等による治療につきましては、自立支援医療の更生医療が適用となりますので、事前に決定しておれば、所得に応じた医療費の自己負担額が軽減されます。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 日本での人工内耳装着手術も増えておるということですし、先ほどの自立支援医療も適用になるということですので、ぜひ、これがもっと知られてほしいと思います。

その上で、⑤です。

人工内耳は定期的に電池交換が必要ですが、医療保険の対象外です。電池交換を本市の日常生活用具支援品目に追加できないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 市民の方からそういった御要望がありましたら、品目追加への検討は可能です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） そういう要望があればということでございますので、ぜひ、市民の方からの要望によって、これを日常生活用具支援品目に加えていただきたいと私は思っております。

⑥に移ります。

私は、8月30日に高知市で開かれた「加齢性難聴を学ぶ」という学習会に参加しました。講師は、土佐市民病院耳鼻咽喉科の関博之先生です。関先生がまず言われたことは、難聴を放置することは認知症の最大のリスクであることでした。先ほど野邑所長も言わされた認知症のリスクを、関先生の言葉によると最大のリスクであるということでした。認知症には予防し得るものが40%、予防し得ないものが60%あるそうです。その予防し得る認知症の原因の8%を占めるのが難聴と言われました。そして、難聴を放置することによって起こるほかのリスクとして、社会的孤立、転倒、事故、記憶力の低下、就労・雇用機会が失われる、災害時には情報弱者となり命の危険にさらされるなどを挙げておられました。

質問の⑥です。

本市において、加齢性難聴による生活の質の低下や地域での孤立等の事例はありますか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

加齢性難聴を原因とする生活の質の低下や地域での孤立の相談事例は、今のところございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 今のところないということでよかったです、今後起きてくることも予想されますので、そういうときに補聴器を装着することによって、生活の質の低下や地域での孤立を防げると考えます。また、認知症リスクを軽減することもでき、ぜひ、多くの方に補聴器を試してもらいたいと考えております。

関先生に紹介してもらいましたが、最近の補聴器は、従来ある耳かけ型、耳穴型、ポケット型に加え、骨導補聴器、骨に導くと書いて骨導補聴器、それから、軟骨伝導補聴器、前定例会議でも同僚議員が軟骨伝導イヤホンを紹介してくれましたが、その補聴器版、軟骨伝導補聴器という物も開発されており、いろいろなタイプの中から選べるということでございます。

そこで、補聴器購入補助制度の出番になるわけです。⑦の質問です。

国は、平成29年度から、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組推進のため、保険者機能強化推進交付金を創設しました。令和2年度からは、それに加え、介護予防の位置づけを高めるために介護保険保険者努力支援交付金を創設、その評価指標の中に、難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているかとの項目が追加されました。本市もこの交付金を活用して補聴器購入補助制度ができるか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

保険者機能強化推進交付金の活用は可能でございますが、本市では、地域支援事業の

包括的支援事業・任意事業におきまして、認知症支援事業や要介護4・5認定の非課税世帯の介護者を対象とした、介護用品支給事業とおむつなどに活用しております。

国の評価指標の介護保険保険者努力支援交付金評価指標におきましては、認知症総合支援の推進の中で、難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているかが評価の視点となっております。本市では、加齢性難聴につきまして、早期発見・早期受診を呼びかけるチラシを作成しまして、介護予防講座等の参加者に配布して、啓発に力を入れております。

また、介護予防講座の参加者には1講座につきまして、k a m i c a（カミカ）ポイントの50ポイント付与を今年度より開始いたしまして、少しでも多くの高齢者に関心を持っていただけるよう、取組を行っております。

高齢者を対象とした補聴器購入補助制度につきましては、国、他市町村の動向を注視しながら引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 啓発に努めていただけたとチラシの作成とかいうのは、非常によいことだと思いますが、制度そのもののハードルがやはりちょっとまだ高く感じます。県下14自治体まで広がってきたということで、市長のお考えを、ぜひ、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市手話言語条例をつくらせていただいたことを契機に、香美市におきましても、耳の聞こえない方についてできるだけのサポートを考えております。また、先ほど御紹介があったとおり、県下14自治体に広がっておるということで、しっかり情報共有もさせていただいて、香美市でできるところからスタートしてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ぜひ、情報収集をしていただいて、前向きに検討していただくようお願いします。

最後に、手話サークル「かかしの会」主催で、10月11日土曜日午後1時から映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」の上映会が香美市中央公民館であります。主演は吉沢亮さんで、今話題の映画「国宝」で大ブレーク中の方です。聴力障害者の両親を持ち、本人は耳が聞こえる子供で「大（コーダ）」と言うそうですが、この「大」の物語です。2つの世界とは、聞こえる世界と聞こえない世界ということのようです。私もまだ見ていないわけですが、すばらしい映画という評判ですので、この場をお借りして紹介させていただきます。

大きな2番に移らせていただきます。高齢者の孤立に具体的対策をということで、モニターをお願いします。

こちらの写真資料⑤が、今年3月30日に私の住んでいる上野地区で開かれた花見とピザの会です。上野地区を中心に、地区外から来てくれた方も含めて40の方が集まってくれました。よく見ると、ここに私が写っているということでございますが、前年に開かれた花見とピザの会には依光市長も参加してくれましたので、雰囲気は分かっていただけると思います。上野地区は高齢者の割合が非常に多い地域ですが、子供も若い方も参加してくれて、非常に高齢者にとって元気の源になった会ではなかつたかと思っています。

次の写真資料⑥を見てください。これは、①の質問で取り上げております、社会福祉協議会による「あったかふれあい事業」で、土佐山田地区の「通うほっと俱楽部」に集まっている方々です。まず、資料⑥は、体と頭脳を使うスポーツのボッチャを楽しんでいる様子です。こういう感じですね。次の写真資料⑦が折り紙ですね。指先を使う折り紙をやっておりますが、見ていただいたら分かりますように、非常にカラフルな立体作品を作っております。私、驚いたわけでございます。ほかには、トランプや手芸、塗り絵など、グループに分かれて楽しんでおられました。最後の資料⑧はコーヒータイムということで、ボランティアの協力の下、約2時間あまりの「通うほっと俱楽部」は、あつという間に時間が過ぎてしまいました。

資料の説明を終わります。質問に戻ります。

9月の第3月曜は敬老の日であり、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う日とされています。今年度も各自治体による敬老会や記念品配布が実施予定です。また、75歳以上の方の割合は年々高まっております。先ほど写真で見ていただいた、私の住んでいる上野地区でも、9月15日に敬老会を予定しておりますが、依光市長からは早速祝辞をいただきありがとうございました。その祝辞は最新の資料を基に書かれていると思いますが、ちょっと一部紹介させていただくと、本市で敬老の日を迎える75歳以上の方は6,308人、今年度100歳になられる方は27人、現在、100歳以上の方は47人いらっしゃいますと書かれております。非常にたくさんの方が、75歳以上、100歳以上を迎えておられるのは喜ばしいことでございますが、核家族化や若者の県外流出等により、一人暮らしの高齢者も増えているわけです。そうした中、写真資料で紹介しました、社会福祉協議会による様々な取組が行われています。

①の質問です。

先ほど見ていただいた「通うほっと俱楽部」、それから、香北地区、物部地区では「お茶会」というものが同じように開かれております。それぞれの参加者数と男女比率についてお聞きします。

○議長（小松紀夫君） 福祉事務所、野邑所長。

○福祉事務所長（野邑裕永君） 令和6年度の実績になりますが、土佐山田地区で開催しています「通うほっと俱楽部」につきましては延べ807人、香北・物部地区で開催しています「お茶会」につきましては延べ827人の参加がございました。男女の比

率につきまして、男女比の集計はしていないんですけれども、1回の開催で大体10人から20人の参加があり、そのうちの男性参加者は一、二人となっておるようですが、男性が1割、女性が9割になるかと思います。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 本当に社会福祉協議会が御努力されて、参加者を集めていることが分かりました。私の御近所の高齢者で女性の方ですが、プラザ八王子まで歩いて参加しております。上野地区から八王子まではかなりの距離があるわけでございますが、歩いて参加すること自体が健康づくりにもつながっているということですので、大変よい取組だと思っています。その上で、男性参加者が少ないことは、写真資料の8月5日の「通うほっと俱楽部」に参加させてもらって、私も感じたところでございます。

②の質問に移りますが、ちょっとすみません。②の質問です。

社会福祉協議会の方から非常に努力しているということ、そして、工夫もして男性参加者を増やしたい、全体の参加者を増やしたいということをお聞きしました。その一つとして、社協だよりを今年度から工夫するとお聞きしました。これが今までの社協だよりでございまして（資料を示しながら説明）、表紙が四季折々の桜とか紅葉とかで、これはこれでなかなか上手に撮っているなと思ったわけでございますが、最新号の今年の7月号は（資料を示しながら説明）、明治地区公民館で体操教室と大きく打ち出して、その体操教室の様子を表紙にしたと。ぱっと見ましたら、私の知り合いの方が参加していることが分かってうれしかったわけでございます。そして、次の社協だよりは多分10月号だと思いますが、夏休みにやった「宿題終わらそう！ ウィーク」の小学生の写真が出るそうです。こちらも楽しみです。ところが、意外とこの社協だよりは、広報と一緒に配ってあまり読まれていないという実態がありまして、提案なんですが、広報香美でも社会福祉協議会の取組を大きく紹介してはどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

介護予防事業、認知症支援事業につきましては、広報香美で年に1回紹介をしております。昨年度は7月号に紹介記事を掲載いたしました。今年度は11月号に掲載を予定しております。広報香美のほか、市内の医療機関や量販店に設置している香美市認知症支援ガイドブックの中でも紹介しております。また、地域包括支援センターの窓口や、高齢者宅を訪問した際にチラシをお渡しして、紹介などもしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ぜひ、積極的な広報をお願いしたいと思います。

③です。

一人暮らしの高齢者に対して、市としてどのような支援を行っていますか。

○議長（小松紀夫君） 高齢介護課、中山課長。

○高齢介護課長（中山繁美君） お答えいたします。

本市では、一人暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援を行っております。具体的には、65歳以上の高齢者世帯のうち、緊急時における通信手段の確保が困難な方に緊急通報装置を貸与し、急病や事故などへの迅速な対応を可能とする体制を整えております。また、火災などに備え、自動消火器、火災報知機の給付を行い、安全な生活環境の確保に努めております。さらに、配食サービスにつきましては、調理が困難であり、近隣に支援可能な親族がいない住民税非課税世帯の方を対象にしまして、栄養バランスに配慮した食事を提供しております。食事の配達時には、声かけや見守りを併せて行うことで安否確認や孤立の防止にもつなげております。そのほか、自宅での生活に不安を感じる一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯には、物部町にあります生活支援ハウスこづみを提供しております。

また、地域包括支援センターの事業では、社会福祉協議会をはじめ民生委員や市内の企業等と連携して、高齢者を見守り、早めに異変をキャッチして支援につなげる体制がございます。提供する支援としましては、高齢者の状況により、介護保険サービスや介護予防事業、運動教室、また、脳トレ教室などがございます。

さらに、社会福祉協議会へ委託しておりますあったかふれあいセンター事業におきましては、ボランティア及びあったかふれあいセンターのスタッフが一人暮らし高齢者の電話見守りサービス「声ともだち」を行ったり、また75歳以上の一人暮らし高齢者に対して見守りはがきを送付し、生活状況への不安や困り事がある人を対象に訪問をしたりしております。

これらの取組を通じて、今後も地域で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 様々な取組をやっていただいていることがよく分かりました。

非常に重要なことだと思います。その上で、私としましては、ぜひ、男女とは言われませんけれども、どうしても「通うほっと俱楽部」をはじめとして男性の参加者が少ないので、男性への積極的な働きかけも併せてお願いしたいと思っています。最後、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員が御指摘のとおり、男性の社会参加、高齢になられてからのお一人暮らしでありますと、なかなか社会とのつながりを持ちにくい方がいらっしゃることは事実ですし、また、社会福祉協議会とも連携しながらそういった方々への声かけをしているところですが、これはもう多分全国的なことであろうと思いますけれども、男性のひきこもり、男性の閉じ籠もりというようなことは、課題として認識しております。いろいろな事例を見る中で、やはり男性に対して役割を与えるような取組が

重要ではないかと思っておりまして、例えば、香美市ではワインを作っているグループがございます。「びらふ」という井上ワイナリーのワインを作っておりますが、そういったところには男性が、力仕事もあるということで参加をされ、また、お酒を飲むというようなことで参加しやすいような仕組みがあります。そういう事例を香美市でも広げてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 男性に役割を与えるということは、私も非常に賛成です。ただの一般参加者では行きたくないと、何とか長とついたら行きたいというような声も聞いたわけでございまして、とにかく班長でもグループ長でも、その中で役割を与えて参加していただこうという工夫、それから、先ほどのワイナリーの何かを作るようなことは、非常に男性もやりがいや今までの経験を生かせられると思いますので、工夫していただきたいと思います。

大きな3番に移ります。子供たちのために安全で命を守れるプール授業についてお聞きます。

昨日、同僚議員の質問もありましたので、重複する部分は省くようにします。ただ、私の思いといたしましては、8月12日付の地元紙に載りました、中芸地域教育委員会関係者の発言、細心の注意を払って安全に泳げる機会を確保し続けることが大人の役目との指摘に、大いに共感するものです。

①です。

小・中学校におけるプール授業に対する香美市教育委員会の認識をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

水泳授業を実施する目的は、水に慣れ、命を守る力を身につけるとともに、基礎的な泳力や体力を養い、仲間と協力して楽しく活動することであり、水泳を通じて体を動かす楽しさを学び、全身運動を通じた体力向上を図ることや、泳力の向上だけでなく、協調性や自己管理能力の向上も期待されます。また、水難事故防止や命を守るための安全教育としても重要であり、水に対する正しい知識や技術を学び、実践する能力を育成するためでもあります。市教育委員会では、今後も引き続き、安全・安心に水泳授業が実施できるような環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 私も非常に共感するところでございます。昨日の同僚議員への答弁でも、本市として引き続き各校にプールを設置・整備し、プール事業を行っていくという方向が示されました。私は、ぜひ、その方向で頑張っていただきたいと思っています。既に、一部の保護者からは、スイミングスクールへ通わせたほうがえいろうかという声を聞きました。しかし、そうなりますと、家庭の経済状況で水泳ができるかでき

ないかまで左右されることになってしまいます。ぜひ、大丈夫です、学校で安心・安全なプール授業をやっていきますというメッセージを、教育委員会が自信を持って打ち出していってほしいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

②の質問は昨日答えていただきましたので省略します。

③へ移ります。

昨日答えていただいた学校の中で、最も少ない小学校は5時間、最も多い小学校が14時間でした。中学校の場合、着衣水泳の時間も含めて最も少ない学校で7時間、最も多い学校で12時間でした。小学校で9時間の差、中学校で5時間の差はかなり大きいと考えますが、このばらつきの原因は何でしょう。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

文部科学省が定める学習指導要領において、体育授業の各学年の目標と内容が示されています。例えば、高学年5年生、6年生の指導内容では、体つくり運動、器械運動、陸上運動、水泳、ボール運動、表現運動となっております。これらの指導内容について授業時間数の配分を各学校で決定しているため、学校ごとに水泳授業時間数のばらつきが生じることとなっております。また、これに加えまして、計画しております授業を天候等によって中止した結果、想定していた回数よりも少なくなっているケースもあるかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 確かにそのとおりで、学習指導要領で定められた内容は、いろいろな陸上とか器械とかボールとかで分かれていますので、水泳ばかりに時間を費やすことはできないことがあると思います。私の聞きした校長先生もそういう内容を言われておりましたが、私としましては、この豊かな自然、川と海に恵まれた高知県において、せっかく水泳のできるシーズンにほかの運動をするというのは、ちょっともったいないなという気持ちを非常に持っているわけです。これは個人的見解でございますが。

④の質間に移ります。

先ほど課長も言われたように、暑過ぎるためプール中止という学校が今年はありました。気象庁によると、今年の夏は平年と比べて2.36度高く、統計を取り始めて最も暑かった去年、一昨年を大幅に上回ったそうです。そして、昨日も教えていただきましたが、熱中症警戒アラートが出て、暑さ指数33度以上は中止という安全マニュアルがあるとのことでした。根本的問題としては、地球沸騰化とまで言われるこの気候変動に対して、日本を含め多くの国がまだ有効な対策を十分取れていないことがありますので、子供たちの未来のために、この気候変動対策に世界中で取り組んでほしいと思っています。まずは、来年度のプール授業に向けて、何らかの対策は取れないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

水泳授業中止の判断基準は、原則として、熱中症警戒アラートが発令され、各学校で暑さ指数33度以上である場合は中止としております。児童・生徒の熱中症などのリスクを回避するためにはやむを得ない判断だと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 確かに、リスク回避という上では中止がやむを得ない場合もあると思いますが、例えば、あけぼの保育園では寒冷紗をプールの上に張って、暑くなり過ぎるのを防いでいるわけです。山田小学校でお聞きしましたら、かつて山田小学校にも、寒冷紗を張って紐を四隅につけてフェンスにくくりつけるという簡易な方法で、暑くなり過ぎるのを防いでいた時期があったそうです。この程度のことでの程度と言われませんけれども、こういう簡易な方法で何らかの対策は取れないでしょうか。課長、もう一回お願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

議員が御提案の寒冷紗につきましては、直射日光を遮ることにより、プール周辺やプール水面の温度を下げることができると聞いております。特に、夏場の強い日差しによる水温の急激な上昇や、プールサイドの温度上昇を抑える効果があるとも聞いておりますので、暑さを軽減する有効な手段であると思われます。導入につきましては、費用対効果を考慮して、かつ安全に実施できるということであれば、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ぜひ、具体的に検討していただきたいと思います。

⑤へ移ります。

昨日の答弁で、課題として監視員の確保が難しいことが挙げられていました。これまで保護者に監視員を頼んできた経過がありましたが、既に過度な負担になっているのではないかでしょうか。県または本市の予算で監視員を雇うべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

保護者の皆様におかれましては、就労状況や家庭の事情などもある中で、学校からの依頼に応じて監視員に従事していただくことは、その御負担が少なからずあることについて、私どもも十分に認識をしています。また、学校現場においても、県安全管理指針が求める監視員・人員を配置することは、大変な負担ともなっております。

市教育委員会としましても安全管理の徹底のために、次年度以降はライフセーバーや水泳教室の指導員など、専門の外部人材に監視を依頼することを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 大変うれしいことでございまして、ぜひ、外部人材の雇用という方向で監視員をお願いしたいと思っております。

⑥へ移ります。

夏休みのプール開放は子供たちにとって大きな楽しみです。私が学校に在職していた当時、初めの頃は土曜日も学校がありましたので、日曜を除くほぼ毎日プール開放をしておりました。山田小学校などは人数が多くだったので、午前中は低学年、午後は高学年というような形を取り、午前も午後もプール開放をしておりました。そのため、ほぼ毎日プールに来る常連の子供がおりまして、9月の始業式には真っ黒に日焼けをしておったことを覚えておりますが、なかなかそこまでのプール開放は現状では難しいと考えます。初めにも言いましたように、細心の注意を払って安全に泳げる機会を確保してほしいとの思いで、来年度のプール開放実施について改めて見解をお願いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

本年度は、高知県教育委員会が令和7年4月に定めた、小学校の水泳指導における安全管理指針を踏まえ、監視体制や水位の調整など、学校が実施する水泳授業と同等の対応がプール開放においても必要であると考えた結果、中止の判断いたしました。

次年度につきましては、今後の県の動向も踏まえて改めて検討することになります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） 改めて検討ということでございますので、ぜひ、実施する、実施できる、安全に泳げる機会というものを実現していただきたいと要望しておきます。

⑦の最後の質問です。

準備運動をする体育館にも空調整備が必要だと考えます。現時点で体育館の空調整備調査はどこまで進んでいるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

現在、体育館空調設備に係る調査について、入札に向けた準備を進めているところです。契約は10月中を目指としており、調査の実施期限は1月末までとしております。調査結果を踏まえ、今後の整備方針や具体的な対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 5番、西山潤議員。

○5番（西山潤君） ぜひ、進めていただきたい、それも早急に進めていただきたいとお願いしておきます。

現時点では、全国の公立小・中学校体育館への空調は18.9%、公立高校では14%にとどまっています。7月30日に、ロシアのカムチャツカ半島付近で発生した地震による津波避難では、避難先となった体育館へ避難中に、熱中症で救急搬送された方が11人いたと、政府の記者会見で発表されました。改めて、避難所ともなる学校体育館へのエアコン設置は待ったなしというふうに思います。子供たちの学習環境整備とともに、災害対策としても体育館へのエアコン設置を急いでほしいとお願いして、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 西山潤議員の質問が終わりました。

次に、14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎です。

質問に入ります前に、通告の訂正をお願いいたします。4項目めの地区公民館の利用についての「条例・規則の変更もないのに」という文言の削除をお願いいたします。申し訳ございません。

では、通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、令和7年度地方税法改正等に関するお尋ねします。

令和7年分の所得税から基礎控除が10万円引き下げられました。さらに、基礎控除の特例を創設し、恒久的措置として、合計所得金額132万円以下の場合には37万円が上乗せされ、合計所得金額132万円から655万円以下の場合は、2年間の時限措置として所属階層別に控除額が上乗せされます。ただし、住民税の場合は従前のままで。物価高騰が続く中、生活費非課税の原則を徹底する意味から言えば、課税最低限の引上げが必要と私どもは考えます。

総務省は、個人住民税は地域社会の会費として、広く多くの国民が負担するため、地方税独自に所得控除を設定しており、所得税の改正内容、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点から、基礎控除の引上げを見送ったと説明しております。

ともあれ、個人住民税においても、給与所得控除の最低保障額55万円は、令和8年度分より65万円に10万円引き上がります。併せて、19歳から23歳の大学生年代の親等の特定親族特別控除の創設や、扶養控除に係る所得要件の引上げが行われます。その他、法人関係、固定資産税関係の改正等々もございます。

そこで、順次伺ってまいります。

①です。

最初に、令和6年度決算において、市民税が全税目で減少しておりますが、その要因についてお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

令和6年度決算における市民税収入減の要因でございますが、令和5年度の個人の市民税現年課税分の調定額9億6,720万4,269円、収入済額9億6,181万8,185円、令和6年度の個人の市民税現年課税分の調定額8億9,558万1,568円、収入済額8億8,948万3,784円で、その差額は、調定額7,162万2,701円、収入済額7,233万4,401円です。

減収の1つ目の理由としまして、令和6年度は所得税3万円、住民税1万円の定額減税が実施されました。この定額減税の減収分が調定額で、市民税の分ですが、約8,600万円でした。次に、令和6年度は東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が10年の时限立法の期間が過ぎ、市民税分500円が課税されなくなりました。この分の減収額は調定額で約587万円でした。よって、減収の主な要因は定額減税とこの震災復興税の2つであると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） よく理解できました。

②です。

令和7年度の現状はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

令和7年度の課税額は、令和6年分の所得に対して課税しております。8月末時点の調定額と収入額を比較しますと、令和7年度の調定額は約10億1,700万円、収入額約3億2,800万円、令和6年度の調定額は約8億8,700万円、収入額約2億5,700万円ですので、本年度は調定額で約1億3,000万円、収入額で約7,100万円ほど前年度を上回る税収となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 8月末時点で三億云々ということでございましたが、例年に比べたら同程度という収納状況でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） 通年で比べたら、そうですね、令和6年度の減収分に比べますと、通年どおりの伸び率であると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

個人住民税では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業規則への対応にて、全

国的には750億円の減収、市町村民税にはうち486億円の減収との予測が出ております。本市においてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えします。

山崎議員が御質問のとおり、私の手元にあります資料におきましても、令和7年度の税制改修による税収減収の見込みですが、個人住民税の道府県税がマイナス264億円、市町村税がマイナス486億円、合計750億円の減収になるという予測資料が出ております。この資料に基づく試算はしておりませんので、本市の減収額がどのくらいになるのかは現状分かりませんが、これらの資料も参考にしまして、国・県等からの情報等に注視していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 情報収集は早めにしておいたほうが今後の対策にもなると思いますので、よろしくお願ひします。

④です。

これまで、子供がアルバイト等をしていた場合、給与収入が103万円以下であれば親などの個人住民税から45万円が控除されましたが、この収入上限を123万円以下まで拡大する特定扶養控除に加え、123万円から188万円以下の場合は、扶養親族が段階的減少はしますが控除できる、特定親族特別控除が創設されました。私どもは、一握りの給与所得者が減税の恩恵を受ける仕組みには問題が多いと考えますが、市当局も、税収減はもとよりシステム改修等も含め多大な事務を強いられると考えます。この点について見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。

○税務収納課長（猪野高廣君） お答えいたします。

いわゆる103万円の壁が撤廃されまして、大学生年代の子等に関する特別控除が創設されます。この制度は、19歳から23歳の子を持つ親の扶養控除で、1つ目の特定扶養控除は、子供がアルバイト等をしていた場合、親が控除を受けられる金額の上限、つまり、このアルバイト給与収入金額の上限が、103万円から123万円に引き上げられるものです。これは前からあった制度で、2つ目の特定親族特別控除は、先ほど議員がおっしゃられた、子供の収入が123万円超から188万円以下の場合、その収入額に応じた控除があり、収入により控除額が段階的に減るという仕組みになっておりまして、これが新たに創設されます。

この制度による税収への影響につきましても、国・県等からの情報等に注視していかなければならないと考えております。また、この制度内容につきましても、さらに精査していかなければならないと考えております。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。
- 14番（山崎龍太郎君） この制度構築によってどれだけ市税等が減収するかというがは、まだ予測が立っていませんか。
- 議長（小松紀夫君） 税務収納課、猪野課長。
- 税務収納課長（猪野高廣君） 今のところまだ予測は立っておりません。以上です。

- 議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。
- 14番（山崎龍太郎君） 先ほど申し上げました、四百数十億円部分の資料によりますと、この制度によって全国的には50億円ぐらい減収するであろうと言われていますので、その点も踏まえて情報収集に努めてもらいたいと思います。

⑤です。

改正において、所得税における住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴う措置で住宅ローン控除の要件見直しに合わせて住民税でも見直しされる中、所得税が控除し切れない分を住民税から控除できるようにすることです。これによる減収分は国費で補填するということでございますが、その他控除拡大等での税収減に対する国からの補填等はないのか、お尋ねします。

- 議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。
- 企画財政課長（黍原美貴子君） 現時点で、国からの具体的な対応は示されておりません。一応、地方財源を確保することにはなっているということです。

- 議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。
- 14番（山崎龍太郎君） どういう形であろうが地方財源は確保していくが、まだ具体的には示されていないということですが、減税対象の市民・国民にとってはありがたいことですけど、先ほども言ったように、これはやっぱり一握りが対象であります。私どもは、やるんやったら減税の恩恵が国民に幅広くいくことが大事だと思っています。先ほど、確保する点については国から言われているということですので、ぜひ、国には財源の措置をしていただけるように、あらゆる部分で情報発信をしてもらいたいと申添えます。

それでは、2番目に移ります。人口減少対策総合交付金連携加算型事業についてお尋ねします。

高知県人口減少対策総合交付金を利用して、県・市が目標を共有し、人口減少対策に取り組んでいるところです。本市はkamica（カミカ）マネーを利用し、連携加算型事業を進めております。広報6月号、9月号にて啓発もされております。各事業の現状の取組実績等を伺ってまいります。

①です。

香美市出身者、高知工科大学生等をターゲットにした、若年層の市外への流出防止やUターンを促進する目的から、県外からの転入者へのkamicaマネー2万円付与の

現状実績をお尋ねします。人数、金額等についてもお示しください。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

香美市引越し祝電子マネー付与事業でございます。令和7年4月1日以降に高知県外から転入し、かつ、34歳以下の方に付与されるという事業でございますが、現時点での実績をお伝えいたします。4月分の付与は現時点で87人、174万円、5月分は11人、22万円、6月については2か月経過後ということもございまして、現在、作業中でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ①の部分で、引っ越し祝いということで同じ制度に構築されていて、②とちょっとかぶるところもありますが、4月で87人、174万円、5月で11人、22万円を付与されていますけれども、実際にちょっと聞きたいのは、このうち、高知工科大生が来られて住民登録をして、このkamicaマネーの付与を受けるわけですが、その状況はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

現時点におきましては、そこまで詳細な分析はしていない状況になります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 詳細な分析ができないと。これは後の質問にもつながりますが、分析はそのうちするでしょうけれども、現実問題は住民登録をしないとkamicaマネー付与はないということの確認です。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

住民登録が要件になっております。8月末時点の資料を用意していますのでお答えいたしますと、8月末時点で市外からの転入者は、市外ですので高知県内からの転入も含めますが、446人で、去年と比較してマイナス7人の状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 確認します。

8月末時点で市外からの転入者が446人ということですが、この方々が対象ということなんですか、どういうことですか、ちょっとお願ひします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

ちょっと混乱させてしまって申し訳ございません。このマネー付与事業の要件は、4

月1日以降に香美市内へ高知県外から転入、かつ、34歳以下となっておりますので、もちろん先ほど言いました446人は香美市外からの転入者、高知県内からの転入者も含めますのでイコールではないことを申し添えておきます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） マイナス7人で転入状況をお示しいただいたということですね、分かりました。

この点で、NPO法人いなかみが、具体的にこの34歳以下の子育て世代転入者等への働きかけも踏まえて行なうことが計画に書かれておりましたが、現状の取組はどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） この事業とNPO法人いなかみとの連携につきましては、香美市内に転入することのインセンティブとして紹介しております、6月に東京都と大阪府で開催されました高知暮らしフェアに出展した際も、移住相談で本事業の宣伝をいただいております。事業の仕組みは理解いただいておると認識しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ③です。

共働き・共育ての啓発、市の子育て支援制度を紹介するため冊子制作事業を行うとのことですが、まだ予算化されていないと思います。現状はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

予算化につきましては、令和7年度当初予算の総務費、総務管理費、企画費の中の委託料におきまして、パンフレット作成業務にて予算化をしております。84万7,000円という予算額となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 見抜かっておりました。失礼しました。

ただ、着手というところまで行っているんでしょうか。予算化されていることであれば早急に委託に着手すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

人口減少対策総合交付金の共働き・共育ての部分を補完する目的で、この事業を行っておりますが、現在の進捗状況につきましては、印刷会社各社に見積りを依頼中でございまして、今後、速やかに事業を進める予定でございます。

以上です。

- 議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。
- 14番（山崎龍太郎君） 結局、転入者等に渡したいわけですけど、今転入されている方にはどういうサービスをしていますか。こういう冊子はまだ渡せていないわけですね、様々な香美市の情報を発信しなければならない中で、今まで転入された方には後で渡すわけですか、どうなるんでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。
- 定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。
- 相談があった際には、当然、市の取組であるとか制度は紹介させていただいております。特設サイトにも一応いろいろと情報は入っておりますが、冊子が必要ということは認識しております。現在のところはそれを作成中で、口頭では説明しておるという状況でございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。
- 14番（山崎龍太郎君） 今までの方に口頭では説明しているけど、この冊子ができたら渡す段取りはあるんですか、それは考えていないんですか、相談があつたら渡すという格好になるのか。やはりそこら辺は、市のサービスとして送ってあげるとか、そういうことをしてあげるのが筋だと思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。
- 定住推進課長（小松伯聖君） 現在のところ、納品された後、これまで転入された方に渡すことは想定しておりません。共育てというところは啓発の目的もございますので、広く、特に転入者だけとも考えていないという状況でございます。
- 以上です。
- 議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。
- 14番（山崎龍太郎君） 善処できるところは善処していただきたいことは申し添えておきたいと思います。
- ④です。
- 若者出逢い応援事業に、上限3万円掛ける100件で予算化しておりますが、申込み実績、広報9月号には出たばかりという認識も持っていますが、そこら辺。6月号には出ていなかつたですね、時間がかかったのはなぜなのかをお願いします。
- 議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。
- 定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。
- 香美市の広報9月号に掲載いたしました。制度設計の大まかなものは去年度から大体行っていたんですけど、細かく制度を詰めるに当たりまして、要綱は8月8日制定、告示となっております。公表が広報9月号となりまして、現在、もちろん応募はまだございません。今後、他のkamicaマネー付与と併せてチラシを作成し、より一層周知を図ろうと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） マイクをしっかりと向けて話してください。

14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） マッチングアプリは、結構人気があるとも聞いていますけど、そこら辺の市場状況なんかは調査して、これならいいけるという判断に至ったのか、再度お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたしたいと思います。

マッチングアプリは、今の若い方にとりまして、比較的出会いを求めるのに標準的なツールと認識しております。キャンペーンにもよると思いますけれども、事業を遂行するに当たりまして、これも必要なものであるとの認識でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 広報によりますと、いずれかのサービスの利用ということで、ア、イ、ウと書かれているわけですよね。実際、この事業者等に、香美市の方やつたらこういう制度が使えますよという働きかけをしているのか。逆に言ったら、香美市の人を利用するときに、後々せっかくあったのに知らなかつたということにならないためには、こういう事業者にもせっかくやるんやつたらお知らせするのがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） マッチングアプリサービスの周知につきましては、ちょっとすみません。私、現時点では把握しておりませんが、利用者につきましては広報等を使いまして十分周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 利用者も若い世代ですので、そこら辺は抜かりないかもしれませんのが、なお、そういうことに失念している人がおったときには、事業者から働きかけがあったらということで、そこら辺は考えていただきたいと申し添えておきます。⑤です。

結婚祝電子マネー付与事業は、夫婦に各5万円掛ける60世帯という想定でございますが、現状はいかがでしょうか。また、子ども誕生祝電子マネー付与事業についてもお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

結婚祝電子マネー付与事業につきましては、6月の広報に掲載し、ホームページでも周知をしておりますが、現在、申し訳ないですが、まだ応募はございません。

続きまして、子ども誕生祝電子マネー付与事業につきましては、4月分付与者が3人、

5月分付与者が6人と、まだ本事業が始まったばかりで効果がちょっとあれかは検証中にはなりますけれども、里帰りでも対象となるかなどの問合せは数件あっておる状況のようでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 結婚祝電子マネー付与事業はまだゼロですので、ぜひ、十二分に啓発していただきたいと思います。令和4年の実績が54組で、また、出生は100人規模で考えられているということですが、広報自体が遅かったこともありますけど、やっぱり問合せがあるんやったら加速度的に取り組んでいただきたいですが、そこら辺の再度の見解を求めます。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

この人口減少対策総合交付金における婚姻の目標につきましては、令和7年度は60組、出産に関しても令和7年は110人、このキャンペーンを受けるかどうかは別として、その数字が目標となっておりますので、それに向けて制度をしっかり使っていただけるように周知したいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ⑥です。

人口減少対策にkamicaマネーを使う効果として5点を掲げております。1点目は、転入者へのkamica発行に合わせ転入理由を調査することで、効果として移住者数の把握に活用が可能である。2点目に、kamicaマネーの付与効果で高知工科大学生の住民票移転を期待し、効果として将来的な市内定着に向けた囲い込みを実施する。3点目に、キャンペーンによるポイント付与で生活支援が可能であり、効果として収入の低い若い世帯や大学生の生活に効果が大きい。4点目に、複雑な申請手続なしで様々な支援が容易であり、効果としてライフステージに応じた支援をプッシュ型、低コストで実施できる。5点目に、アプリ機能を活用した情報発信が可能であり、効果として移住者・大学生に香美市の様々な情報提供が可能である等々、計画を作成しているところですが、この点の検証は行っていくのか、そこら辺についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

効果の検証につきまして、kamicaの交付を通知する際にアンケートを送付・収集しております。その結果を基に移住者のカウントも実施をするわけでございますが、アンケートの項目には、5番目にkamicaの機能を活用という部分がありますけれども、kamicaの機能等の記入欄もございまして、収集後は担当部局の商工観光課と共有することとしております。また、御指摘のとおり、高知工科大学の定着も本事業の狙いでございます。kamicaを通じて地域の商業施設を利用していただき、ka

m i c a アプリから市の公式LINEへつなげ、市とのつながりを持っていただくよう  
に今後とも努めてまいります。

検証につきましては、もう副次的な効果もありますので、全ての項目をちょっと行う  
ものではないということを御了承いただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） これは人口減少対策総合交付金連携加算型事業を使うわ  
けですけれども、県へ報告の義務みたいなものはないのですか、全ての項目ができるか  
どうかと最後に申されておりましたけれども。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

実績報告時にある程度、今回は今年からということもございまして、どのような実績  
報告をするものがちょっと十分把握できておらない状態ですが、数値目標といたしま  
しての移住者数であるとか出生数、婚姻件数はございます。それを中心に、副次的効果  
も記載するような形になるのではないかと、現時点では想像しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 令和7年度から令和9年度までですけれども、毎年報告  
というわけではないですか、まとめて最後に実績を含めてやるのか、そこら辺はどうで  
しょう。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） 今の認識の話にはなってしまうんですけども、単  
年度事業ですと単年度ごとに一応数字は上げます。当然、中期的なサイクル、令和7年  
度からと言いましたけど、実際、令和6年度から制度自体はありますし、令和6年度は  
事業がなかったので報告はしておりません。香美市は令和7年度からとなっておりま  
して、令和9年度には総括的に効果を検証するものだと認識しております。もちろん単年  
度の効果も検証されるものと認識しております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 数値にもこだわってもらいたいということは、申し上げ  
ておきたいと思います。

3番目に移ります。秦山公園・土佐山田スタジアムについて伺います。

土佐山田スタジアムの利用状況等については、不定期に質問で取り上げさせていただ  
いておりますが、今回は秦山公園も併せての質問です。

① です。

秦山公園は「ふわふわドーム」の全面改修が予算化されておりますが、そろそろ入札  
等の時期ではないでしょうか。子供たちの遊びの場として楽しまれ、有効利用されてい  
る点は喜ばしいことです。現在の利用状況を伺います。

また、朝ドラ「あんぱん」効果で、市外・県外のお子さんたちが立ち寄っていることはないのか、お尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

秦山公園の利用者数につきましては、直接カウントはしておりませんので、正確な数は把握してございません。本当にざっくりした推計にはなっていますが、平成17年11月に子どもの広場が開園しております。当初の3年間は実際に計測した実数がございまして、1年目の平成18年度が利用者数14万9,950人、2年目の平成19年度が13万2,553人、3年目の平成20年度が13万1,988人と、ちょっと管理人に対する負担も大きかったことで、平成21年度以降は数を数えておりませんが、これを子どもの広場内に設置しております自動販売機の売上げ本数で比較してみました。平成18年度、平成19年度が、年間で約5万3,000本から5万4,000本ほど自販機の売上げがございました。直近の令和5年度、令和6年度ですと、2万7,000本から2万8,800本ぐらいで、大体半分ぐらいになっておることからいくと、6万5,000人から7万人ぐらいなのかなという、本当にざっくりした推計でございます。感覚的ではございますが、コロナによって減っておりましたが、コロナ前の人数には回復しておると感じております。

あと、朝ドラ「あんぱん」の効果はどうでしょうかということでしたけれども、実際、朝ドラ「あんぱん」効果としては特段感じておりません。秦山公園自体が口コミで広がっておりますし、遠足などでも御利用いただいて、香美市内外からも多く御利用いただいている状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） カウントしていないのでざっくりと、まさか自動販売機の販売本数で比較されるとは思っていませんでしたが、6万人ぐらいは来ているであろうということです。

朝ドラ「あんぱん」効果等については分からぬといいう点で、口コミで来てくれている人もおると思うのですが、私は、アンパンマンミュージアムへ来た人らに土佐山田町にも立ち寄ってもらいたいということで、1つは、目玉である秦山公園なんかは子供たちが喜ぶんでないかとも言わせてもらったんですが、この点について、別に戦略的に本市が取り組んだということはないんですね、結局は。そのところで聞きたいんですが、実際あそこには募金箱も設置していますわね、自動販売機の売上げと先ほど言われましたけれども、予算上は110万円が公園使用料として歳入で計上されておりましたが、それの内訳はほぼ自動販売機の売上げということでおろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

当初予算に歳入として上げさせていただいている公園使用料につきましては、ほぼ自動販売機の売上げ手数料でございます。

先ほど議員もおっしゃっていました募金箱についてですが、こちらは市が設置しておるわけではなくて、秦山公園愛護会で設置していただいている。秦山公園サポーター募金箱と名前をつけ、平成24年6月20日に設置させていただき、今に至っております。最近のことと言いますと、令和6年度の募金額が9,300円とお聞きしています。令和元年からの6年間で平均を取ってみると、年間大体1万4,000円ほどの募金を頂いておるということでございます。いただきました募金につきましては愛護会で管理しておりますが、公園内に置きますプランターを購入して花を植えたりとか、ホワイトボードの掲示板を購入させていただいたり、あと、雨などでぬれた場合には「ふわふわドーム」の表面を拭き取ってから開園していますが、そういったタオルであるとかに活用させていただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 市内の幼・保、それから、小学生の低学年とかがよく利用しているところを見かけますが、大体、学校の関係とか、幼稚園、保育園の関係で連れていっているという感じの認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

遠足等の団体で御利用いただく場合には事前に御連絡をいただくこともあります、大体の人数を把握させていただいている。令和6年度は、山田小学校、香長小学校、舟入小学校、片地小学校、新改保育園、そして、第2土佐山田幼稚園の方に御利用いただきまして、合計で951人の方に来ていただいている。市内も含めまして遠足等で御利用いただいた全体は、令和6年度が4,796人。そのうちの951人は市内の保育園、幼稚園、小学校からの御利用でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 幼児から小学生まで来てくれるがはすごくうれしいですが、ちょっと心配するのはけが等が起きたとき、起きていないことはないと思うんですが、そこら辺の市としての対応はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

平成17年に開園いたしまして、もうほぼ20年ぐらいたっております。やはり何度もどうしても、安全対策を取りながらもけがはつきものといいますか、実際に起こっております。ここ数年の事例をちょっと見てみると、子どもの広場にあります大型遊具の「どんぐりの森」とか「ふわふわドーム」、あと、園内で鬼ごっこなどを走っておって転倒し、けがをされたというような事例がございました。ただ、遊具とか施設に

不具合があってとか、瑕疵があってということに起因するけがはございません。愛護会の方に開園中は常駐していただいておりますので、何かの事故・けが等あった場合は、応急処置ですとか救急車を呼んでという対応させていただいております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 何か市の賠償とか云々はなかったという認識でいいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 市の遊具・施設の不具合と瑕疵等によるけがはございませんでしたので、市で賠償という事例ではございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 管理等が行き届いているということで、そこについては感心するところです。

②です。

「ふわふわドーム」は劣化するたびに修繕を繰り返していて、今回全面改修とのことです、工事のスケジュール等についてお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

工事は、現在、入札が終わりまして、業者が決まり契約が済んだところでございます。工事のスケジュールとしましては、一番閑散期であります令和8年1月から2月頃の約2か月間をかけて工事をしようと考えております。今回は、外幕とか内幕とかポンプ、基礎部分以外を全面的に取り替えるという改修工事内容となっております。この2か月間は現場で工事をさせていただきますけれども、その間、子どもの広場全体を休園にしてではなく、工事に必要な区間は柵等で囲って使えないようになりますが、それ以外の部分については御利用いただけるような体制で取りかかりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 安全に配慮して工事を進めてもらいたいと、休園するわけではないということです。

20年間使ってきて、今回の全面改修ということですが、使い方にもよりますけれども、また20年ぐらいは大丈夫でしょうかね。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 昨年、泰山公園を含めました都市公園の長寿命化計画を作成し、日々点検しております。小さいうちから維持管理をするようなことで、少しでも長く使用していただけたらと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 他の遊具等の安全管理もよろしくお願いします。

③です。土佐山田スタジアムです。

令和5年6月定例会議の課長答弁では、市民グラウンド改修があり、土日祝日は中学校野球部の練習や試合で使っていると、グラウンドゴルフが平日午前中の利用と、ほぼ毎日使っているとのことでした。近年の利用状況はいかがでしょうか。また、先に述べた学校、団体等の利用では収益性はほぼないのではないかとも考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 近年の状況につきましても、平日午前中は公民館事業のグラウンドゴルフの練習、土日祝日は中学校野球部の練習等がメインの使用状況となっております。このため、令和6年度の使用料収入が25万6,600円となっています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 状況的には変わりないということで、市民グラウンドの改修が終ったので、中学生の関係はそちらに移行したかなと思うけど、利用率は変わらず60%ぐらいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

令和6年度の実績は152日利用されておりまして、休園日以外の日数345日で割りますと、利用率は44%となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 少し落ちているところが気にかかりますが、やっぱり大切な施設なので、市民も含めて利用してもらいたいと考えます。

9月13日、14日に、四国アイランドリーグplusがありますけれども、実際そのところの収益性はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

初日は冠試合のため、使用料を無料といたしております。また、2日目は地域振興に資する判断で半額を減免とし、設備、備品等の使用料を加えまして3万1,860円の使用料となっております。この減免につきましては、他市町村を参考に判断しております。また、今回のアイランドリーグの入場料は無料となっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） なかなか私どもは野球といったら、結構プロ野球なんかを想定するから、もうちょっと収益性があるんかなと思ったけどそうでもないんですね。了解しました。せっかくスタジアムでやるので、私も2回ほど見に行ったことがあるん

ですけど、せっかく無料ですので多く参加されることを望みたいと思います。

④です。

ナイター設置、人工芝張り替えについては十分な協議が必要な事項との答弁があつて久しところですが、協議されたのかをお尋ねします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

府内の担当課等のレベルでは検討を行っておりますが、ナイター設備を新しくした市民グラウンドの利用状況が、今年度の野球での夜間利用は2件のみ、その他はサッカー やソフトボール等であり、また、整備の費用が大きいことから、費用対効果を考えますと整備は難しいと考えております。

人工芝の張替えにつきまして、担当課といたしましては積極的に進めたいと考え、府内で協議を行っておりますが、多額の費用がかかるため、張替え後の一層の利用促進方策も考えていくことが必要であると考えており、慎重に検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ナイターについては、地元の方々が最初のころとはちょっと違って、協議の方向を我々にも示してくれたので、前回提案したわけですが、実際は地元協議ができていないということですね、市民グラウンドの状況見て、今のところは考えないということですけど。

この人工芝の張替えについてですけれども、実際、施設自体はかなりもう二十四、五年がたちますわね。ずっと人工芝でやるということやけど、人工芝をのけるがやつたら別やけど、人工芝でやるんやつたらもうそろそろ張り替えていかんのかなと考えます。利用者に対してもお金がかかることは。個別施設計画で出されていて、どうかなと聞いたこともあるんですけど、そのところで、課としてはやりたいけれども、実際のところは財政的にというのは分かります。利用者増も踏まえてどうなのかというがは、やっぱり傷んでいて利用しづらい状況が続くと思うんですけど、そういう御意見を利用者等からも伺つたらどうでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 御意見のとおり、利用者のアンケート等を行いまして、張り替えといいますか、芝の状況把握に努めていきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） ⑤です。

スタジアム周辺をよく車で通らせてもらいますし、また、たまにはのぞかせてもらうんですけども、日常管理についてちょっとクエスチョンマークがつくところもございます。現在なら、木々の植栽、公園は結構きれいに刈られているんですけども、ゲー

トボール場の辺りはまだ、今、一生懸命アイランドリーグやるき整備しているかもしれませんけれども、実際のところそういうのは、アイランドリーグらも年中計画があるし、よそからお客様も来られますので、早め早めの対応が必要だと思いますが、そこら辺のことについてゲートボール場を今後どうしていくのか、検討状況も踏まえて回答をお願いしたいのですが、これは先日、利根議員が聞かれた部分もあります。現実問題として音の問題なんかを言われていたんですけど、民家まで気になるのか、野球をやったほうがもっと、歓声や打球音からの音もあると思いますし、利根議員が言われた方向性も私は全然オーケーと思いますので、これも踏まえて市民に情報を出して、どういうあれやつたら使いたいのか。スリー・オン・スリーとかやつたら簡単にできると思うけど、やつたけど利用者がおらんかったら意味ないでしょう。「ふわふわドーム」らをやるときも、そのときの課長が言っていたと思うけど、子供たちに行ってもらうて、この遊具はいいということで「ふわふわドーム」を入れて、多大な予算はかかったんですけど人気を博したということもあります。ゲートボール場といえども、今後の展開をするときは、もしスケートボードをやりたい人がおって大きな人気であれば、その利用者が中心になって運営ができるかもしれませんわね、若い世代だと思いますけど。だから、そういうのはそれこそよくパブリックコメントらでやりますけど、情報発信をして、やりたい人数の調査をしたらいかがでしょうか。課内、庁舎内だけじゃなくて、やっぱり幅広く若い層から意見を聞いて、利用される方向を持っていったらと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 日常管理につきまして、草刈りをスタジアムの職員で対応しております、不十分な点は否めないところでございます。それから、今後の活用方策につきましては、担当課内でも検討を行っておりますが、これといったアイデアが出でていない状況でもあります。先日、利根議員からも御意見をいただきましたけれども、引き続き活用に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

また、どういう需要といいますか、どういうものを住民が望んでいるかということにつきましては、意見の集約方法も検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 前回は令和5年に聞いたけど、それがまだなかなか前を向いていないということで、近くにああいういい施設があって、応援スタジアムがあって、これは土佐山田町の一つの顔でもありますので、ぜひ、発展していくことを望んでの質問です。先ほど言わされた、市民からの情報収集も踏まえてやってもらいたいことを申し上げておきます。

4番目に移ります。地区公民館の利用についてです。

本年度より、条例に規定されている中央公民館を除く地区公民館の使用に際して、市

民からは、利用しづらくなった、面倒くさい等の声が聞こえてきました。手続的なことなのか、使用料についてなのか、利用目的なのか、複数の声を聞いたので、まずは現状を確認させていただきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） お答えさせていただきます。

地区公民館の利用につきましては、各地区の公民館において、従来、慣習に近いような形で利用していた部分がございました。公平性を保つために規則等を改めて適用することをお願いしています。今までよりも少し提出していただく書類などが増えておりますので、煩雑に感じられる場合があるかもしれません、運営の適正化について御協力ををお願いしています。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） そこで言われる公平性というがは何でしょう。地区民が利用することでいったときに利用がかぶったりしているのか、そのところのちょっと公平性が分かりませんので、お願いします。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 地区公民館におきまして、利用の申請といいますか、申請書の提出なく館長に連絡して、その時間帯に空いちゃったら了承していただけたりと、使用についての記録は残していただいているんですけども、申請手続を簡略して使用しておられたような団体があつたりもしまして、そこにつきましては、お手数ですけれども書類を出していただくことをお願いしていると、そういう意味での公平性でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 年中使う方なんかやつたら、1年間に一遍の申請でもえいということになるのか。実際のところ、そういうことが日常的に行われてきたので、それを規制させていただくということであろうかと思いますが、令和6年12月定例会議で条例改正、規則も改正されたんですけども、実際のところ、そのところではあんまり変わっていないと私は認識しているんですけど、やっぱりそこはなあなあではいかんとは思いますけど、鍵を館長とか主事とかから借りてやるんですね、そこに何かトラブルがあつてのことじゃないんですか、それはないですか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 鍵のトラブルにつきましては、すみません、ちょっと自分では状況を確認しておりません。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 運営審議会があるんですけれども、その中で、実際にこういう改正について、条例も変えて規則も変えていったわけですけど、このことについても審査して、こうやりますということを承認されてのことですね。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 運営審議会におきましても協議をいただいております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 使用料について伺いますけど、使用料は前納することが条例の規定です。ただ、事情があって使わなかつたとき、使えなかつたときの返還とかね、それから、ある部分、地区の自治会、自主防らあで集会するときには、減免の規定があつて使用料が無料になると思いますが、そちら辺について、以前より厳しくなったとかはないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 以前と比べて大きく厳しくなった改正ではございません。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 私が聞いたところによると、ちょっと厳しくなつたので、そこのもう公民館を使うのをやめて地域の別の集会所で始めたと。理由は何か伺っていないんですけど、そういうケースは把握されていますか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 1団体におきまして、地元自治会の公民館に移ったケースがあったと聞いております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 地区公民館といえども市民の財産ですので、もちろんそういう心がけでやっていると思いますが、弾力性を持たせての運用、逸脱したらいけませんけどね、営利目的で使うとかは駄目だと思いますけれども、その利用されやすい背景は、中央公民館なり生涯学習振興課としても持つておいていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 生涯学習振興課、小松課長。

○生涯学習振興課長（小松幸春君） 御質問のとおり、地区公民館につきましても、柔軟性のある地域のニーズに沿つた運用をいたしまして、公民館を有効活用できるようにしたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 14番、山崎龍太郎議員。

○14番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎龍太郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

（午前11時00分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 2番、自由民主クラブの公文直樹です。議長より許可をいたしましたので、一問一答方式により通告書に従い、4点質問いたします。よろしくお願いいたします。

質問事項1つ目は、奥物部ふるさと物産館について伺います。

（1）集落活動センター奥物部推進協議会による施設運営状況について。

①です。

指定管理者公募及び審査時のプレゼンテーションにおいて提案されていた主な事業計画、観光情報発信、広報活動、イベント、自主事業の実施状況と評価をお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 奥物部ふるさと物産館の指定管理者であります、集落活動センター奥物部推進協議会の事業計画の実施状況と評価についてお答えいたします。

事業計画においては、年間4件のイベント、1件の自主事業、12件の地域交流開催が計画されておりました。これまでの実績としまして、3件のイベント、6件の自主事業が実施されております。

観光情報の発信や広報活動につきましては、物産館1階フロントカウンターにて観光案内リーフレットを提供しているほか、インスタグラムを利用した情報発信やチラシの発行等によって行っております。間もなく紅葉のシーズンを迎えるに当たり、物産館及び市内の観光情報等についてのさらなる情報発信について努めていただくよう、指導していきたいと考えております。

地域交流につきましては、地域で講師になっていただく方々と、開催時期など、実施に向けて調整中でございます。

参加者数につきましては、イベント・自主事業の参加延べ人数が1,032人となっており、一定の成果が出ているものと考えております。

なお、指定管理者の評価につきましては、現時点ではまだ年度途中でございますので、今後の運営状況を加味して評価していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） オープンから4か月ということですので、当初計画からいうと道半ばであると思いますけれども、参加者は青空市も含めてですかね、1,000人を超えていっているというのは。一定評価されているということですが、地域住民の交流拠点だけではなく、物部町地域の観光振興や地域活性化なども積極的に行っていただくことを前提として、指定管理をお願いしておりますので、今後も紅葉シーズンなどを迎えるに当たり、しっかりとした施設運営ができるように指導・助言をお願いいたします。

次に、②レストラン事業の経営状況についてです。

現在、レストランの営業時間は、平日午前11時から午後2時、土日祝日午前11時から午後2時30分、定休日は水曜・木曜となっています。開店当時は、ランチタイムの後、午後4時頃だったと思いますけれども、その頃までスイーツを提供していたり、短い間でしたがモーニングの提供もやっていたと思います。現在は、開店時間が非常に短く、また、日替わりランチの提供数も限りがあり、8月には料理長の体調不良を理由に1週間ほど臨時休業もあったことから、地域住民からは心配や不便であるとの声が多く聞かれております。

こうしたことから、レストラン事業収入も大変に厳しい状況であると思いますが、収支状況や今後の課題などについて共有できているのか、また、指導・助言の状況や改善計画の見通しはあるのか、伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

レストランの運営につきましては、近隣住民の皆様から、営業日や営業時間が短いこと、モーニングの中止や限定的な宴会受付等に関わる御指摘をいたしております。こうした点につきましても、指定管理者と毎月報告会を開催して情報共有し、収支状況や課題等の共有と併せて改善に向けた取組を行うよう協議を進めており、香美市商工会にもこの会に御出席いただき、専門的見地から御助言をいたしております。この結果、現在までに宴会受付の制限緩和など、一定の改善を行っており、利用者のニーズを踏まえて、今後一層の改善を進めてまいります。

なお、収支につきましては、営業開始初期の設備・備品購入や仕入れに要した費用等により赤字になった月もあるものの、目標額は達成しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 地域住民の期待を背負って、みんなが使いやすいような施設になってほしいという思いから指定管理が始まっていますので、どうか順調な経営がなされるよう、情報共有をしっかりとさせていただいて、指導・助言を今後もお願いしたいと思います。

次に、③です。

指定管理者は、毎日の出入口の開閉や周辺の清掃など、施設管理を主体的に行ってい

るのかを伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

施設管理につきましては、事業計画に基づき、指定管理者において主体的に行っていただいております。引き続き、利用者にとって使いやすい施設となるよう、指定管理者を指導してまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ちょっと奥物部ふるさと物産館も、度々前を通ったり施設にも訪れるわけですけれども、広場にコーンとか黄色と黒のバーが並べられていて、ちょっと煩雑だなというような印象を私自身が受けることもありますので、清掃等、適正に管理がなされるよう、御指導もよろしくお願ひいたします。

次に、（2）集落活動センター奥物部推進協議会の運営状況について。

① です。

6月定例会議の一般質問でも今年度の活動予定について議論されていましたが、これまでに行われたイベントの参加人数や参加者の御意見などの実績と併せ、今後の事業予定についてもお伺いいたします。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。

本年度の主な活動実績といたしまして、5月には第4回奥ものべ青空市の開催、参加者は約200人ほどと聞いております。ゴールデンウイークに開催したため、地元住民の方に加え、帰省中の方にも多く御来場いただき、おおむね好評でございました。また、里山がっこうを神池地区で2回開催し、それぞれ10人ほどの参加で農業や自然に興味を持つよい機会となったようでございます。

奥物部ふるさと物産館2階のフリースペースでも、いざなぎ流の講座、片づけセミナーなど、それぞれ二、三十人近くの参加があったようでございます。沖縄三味線による音楽ライブを開催し、60人ほどの参加がありました。参加者からは好評いただいております。ギャラリーにおきましても、定期的に陶芸展や写真展などを行っている状況でございます。

今後の事業予定といたしましては、第5回奥ものべ青空市の実施、里山がっこうの後期分開催、ギャラリーでの定期的な展示会などの開催を予定しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 私自身も幾つかイベント行事なんかに参加させていただいたんですけども、青空市なんかは地域の方々の顔がよく見えたかなとは思いますが、それ以外のそれぞれのイベントに御参加いただいたお客様からの評判はよく、盛況であつ

たと聞いております。しかしながら、地元住民の参加が少ないように感じております。交流人口の拡大と考えれば一定の成果を得たかもしれません、地域住民が求めていることと少し違うのではないかでしょうか。イベントの内容や周知方法がかみ合っていないと感じますので、もう少し計画的な実施が望まれると考えます。

次に、②です。

10月から、来年度に向けての予算編成準備が始まる時期であると思いますが、来年度以降の中長期計画及び集落センター事業の補助金活用計画について伺います。

○議長（小松紀夫君） 定住推進課、小松課長。

○定住推進課長（小松伯聖君） お答えいたします。質問内容が、集落活動センター整備事業を主としたものであろうと認識して、御回答いたします。

集落活動センターを立ち上げてから、現在の要綱では5年間使えるという整備事業でございますが、今後の計画につきましては役員会等で話し合いが行われております。地域の担い手不足に対応するため、地域以外の多様な組織と連携して、こちらは補助金ではなくて活動のほうですけれども、地域の草刈りや行事の運営等を通じて集落活動をサポートしていくものと聞いております。整備事業の活用についてでございますけれども、具体的な計画案はこれからとなりますが、物部町内では、地域の加工用食品生産者が様々な理由で廃業している現状もございます。誰もが利用できる加工場の整備案などが以前から出ていることは把握しております。そんな状況でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） お察しいただいたとおり、整備事業についてということですけども、補助上限が6,000万円ということで、大変大きい金額を活用できるわけですけれども、先ほどレストラン事業についてお伺いしたら、取りあえずは目標額を達成しているということですが、現状はなかなか厳しい御意見も寄せられておりまして、やはり喫緊の課題は、拠点となっておる奥物部ふるさと物産館のレストラン運営を軌道に乗せることが第一であると思います。拠点運営が安定しないと中長期計画が立てられないと考えますので、そういう整備補助金が無駄にならないよう、今後の加工場整備といった意見もあるということですけれども、その点、きちんとそちらも運営できるかどうか、運営体制を含め、慎重かつ実効性の高い計画を見極めていただきたいと思います。

次に、③です。

集落活動センター事業に関わる地域づくり支援員の日頃の活動状況と実績について伺います。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

奥物部ふるさと物産館の運営に関しましては、2人の地域づくり支援員が担っておりまして、主に施設管理や敷地内の清掃等を担当しております。加えて、集落活動センタ

一主催のイベント等につきましては、先ほど述べました2人とは別の支援員が担当しております。集落活動センター奥物部の事務局業務につきましては、3人で分担して対応しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 3人体制で対応されているということですけれども、住民の方々からは、支援員が何をやっているのか分からぬとの声も聞かれます。支援員が公務として従事している時間と、恐らく公務時間外にレストランでアルバイトをされたりというような状況もあるようですが、公務でやっているのか、アルバイトでやっているのか、やっぱり市民の目からは分かりづらいという点もありますので、中にはそういったことから何をやっているのか分からぬという声も聞かれます。ちょっと活動内容を整理したりとかいうことも必要ではないかと思います。また、日々の活動、その3人の情報共有ですか、一緒に一つのこと、事業を成し遂げていく協力体制も整理していくべきではないかと思います。

そうした点で、先ほど、奥物部ふるさと物産館を使ったイベントについてお伺いしましたが、私の考えとしては、奥物部ふるさと物産館の敷地内であったり2階を使ったイベントは、指定管理者の自主事業として行うべきではないかと考えます。一方で、集落活動センターとしての事業は、物部町全域をフィールドとして、地域住民とともにづくり上げていくイベントや事業を展開していくことが望まれているのではないかでしょうか。

先ほど御紹介いただきました里山がっこうは代表的なイベントであると思いますが、これまで3年か4年ぐらい続けてこられて、神池地区のみで行われており、活動内容も毎年ほぼ同じとなってきております。マンネリ化しているのではないかと感じるところもありますので、今後は、場所や内容に工夫が必要と感じております。

また、あるいは、このたびの定例会議にも予算案が計上されておりますが、JAエナジーこうちが運営する大柄給油所の閉店問題に際し、給湯以外で灯油を必要とする、例えば、厳しい寒さをしのぐために石油ストーブを必要とする御家庭への灯油配送サービスなどは、需要が増えてくるのではないでしょうか。地元住民の手助けとなるような事業も、今後、集落活動センター事業として検討すべきと考えますので、御検討のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項2つ目、7月20日に投開票された参議院議員選挙について伺います。

①です。

投票用紙の交付ミスや投票所入場券の誤記載など、事務的なミスが重なった要因とそれぞれの検証はなされているのか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） さきの参議院議員選挙におきまして、事務処理の不手際により多くの皆様に御迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

それでは、御質問にお答えいたします。

今回の事務的なミスにつきましては、選挙事務への慣れからくる確認不足が大きな要因であったと考えております。ミスの検証でございますが、投票所で発生したミスにつきましては、各投票所の投票管理者と執務いたしました職員から状況の聞き取りを行いました。また、それ以外の投票所につきましても、執務した職員から投票所の状況について聞き取りを行っており、今後、ミスを起こさない投票所の運用方法を考えてまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 大きな要因は確認不足ということです。

②です。

選挙管理委員会の人員不足が一因との認識はございますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

投票所で発生したミスにつきましては、人員不足が直接的な原因とは考えてございませんが、入場券の記載誤りでは、作成から発送まで担当職員が1人で対応しており、多くの事務を抱えながら準備をしていることから、人員不足は原因の一つと考えております。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ③です。

ミスの対象となった全体地域ですね、有権者からの御意見は寄せられているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

選挙管理委員会へ直接の御意見は届いてございません。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 選挙管理委員会への御意見は寄せられていないということですけれども、これまでの経過の中で、書記長をはじめ市長も、選挙できなかつた方に直接おわびに行かれたということもお伺いしておりますが、御意見はないということで分かりました。

次に、④です。

投票所事務に関わった管理者や立会人からの御意見は寄せられているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 投票所内の動線の見直し等に対して御意見をいただきました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ⑤です。

そういう御意見も踏まえて、再発防止策は検討されているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、今回の選挙におけるミスの大きな要因としまして、慣れからくる確認不足と投票所の運営方法にあると考えております。

今後につきましては、各投票所の運営方法を再確認するとともに、チェックリストを見直し、選挙前の説明会を通して、ミスを起こさない投票所運営を行ってまいります。また、入場券への記載誤りにつきましては、発送前に入念な確認を行い、再発防止に努めてまいります。今回のような失敗を繰り返さないよう、一層気を引き締め、厳正な選挙事務の執行に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 慣れからくる確認不足ということですけれども、私もそのように思っております。

今回の問題で最も重要なことは、わざわざ投票所までおいでて投票していただいた選挙人の、貴重な一票一票が無駄になったことではありますけれども、この質問をさせていただくに当たり、ミスがあった投票所の選挙事務に関わった住民の方からも、お話を聞いて質問をさせていただいております。その方は、このたびのミスに対して非常に責任を感じておられ、今後は、選挙事務に関わることがつらいとおっしゃられていました。選挙が公正に執行できるのも、各投票所を支えてくださっている地域住民の方々の献身的な御協力があってこそ成り立つものです。そのことをいま一度強く認識していただき、ミスを二度と起こさないという決意を新たに、従事していただきたいと願います。

来年には市長選挙と市議会議員選挙が予定されており、一つのミスが選挙結果に大きな影響を与えかねませんので、このたびの教訓をぜひ生かしていただいて、今後は適切な選挙事務の遂行を強くお願ひいたします。

それでは、質問事項3つ目、児童・生徒の安心・安全確保について伺います。

（1）のプール利用については3人目の質問となりますので、重複する部分は割愛しながら、ちょっと違った角度で質問させていただきたいと思います。

①につきましては、昨日の中平議員や、先ほどの西山議員への御答弁で理解できましたので、質問いたしません。

次の②です。

新聞報道にもありましたが、7月15日に鴨田小学校では、ライフセーバーによる着衣水泳やライフジャケット着用指導等が実施されたようです。ライフジャケットの活用については、昨年の9月定例会議において、香川県教育委員会が令和4年度スポーツ庁委託事業として行った、ライフジャケット推進事業を紹介させていただきましたが、やはりライフジャケットの有用性が認識されて、こうした取組が広がっているのだと思います。

そこで、本市も同様に実施できないか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

水難事故を未然に防ぐための安全教育として、ライフジャケットの適切な使用法を学ぶ機会は、児童・生徒の命を守る上で重要であると認識しております。実施については、市教育委員会によるライフジャケットの整備が前提となるとは思われますが、他市町村の事例等を参考に、引き続き調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ぜひ、研究を進めていただきて、導入まで検討していただければと思います。

③につきましては、先ほど西山議員への御答弁で理解できましたので、質問は行わず、意見を申し上げます。

来年度のPTAによる夏休み中のプール開放を改めて検討するのであるならば、ぜひとも、来年度にはライフジャケット着用の推奨を、今後の検討課題に加えていただきたいと思います。昨日の御答弁には、目標とする泳力確保が十分とは言えない学校もあることや、保護者から水泳授業実施について不安があるといった御意見が寄せられたとのお話もありました。昨年も申し上げましたが、全国において、過去10年間、年齢や体力、泳力に関係なく、毎年のように約1,400件前後の水難事故が発生し、700人前後が死亡、または行方不明となっており、報道等で事故状況を知るにつれ、ライフジャケットを着用していれば多くの命が助かったのではないかと考えております。どうか小・中学校の授業においても、泳力向上の指導並びにライフジャケットの重要性についての十分な認識と、シートベルトや自転車用ヘルメット着用と同等レベルの着用義務感覚を、何とぞ授けていただきたいとお願い申し上げます。

④です。

昨年の9月定例会議では、ライフジャケットの有用性は認識するが、予算の都合上導入は難しいといった旨の御答弁がありました。改めてPTAが夏休み中のプールを開放するために、ライフジャケットなどの浮具を購入する際、補助金を交付する事業は検討できないかを伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

御提案いただきました補助制度につきましては、児童の安全確保という観点から、その趣旨は十分理解できるものではございますが、現時点におきましては、ライフジャケットに係る具体的なニーズや使用実態等について、市教育委員会で把握できていない状況でございます。また、制度として補助を行うに当たっては、ニーズの把握に加え、補助対象や基準、運用方法の整備など、慎重な検討を要するものと認識しております。

今後につきまして、まずは実情の把握に努めるとともに、必要に応じて補助事業の制度化について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） なかなか財政も厳しい状況ではありますので、新しい補助事業はやはり慎重にということは理解できますけれども、最初から完璧な配備ではなくて、例えば、水位が低くてもちょっと肩が出るか出ないか、低身長の低学年に絞って試験的にライフジャケットを配ってみるとか、実際に、PTAの夏休みプール開放の中では自由泳になると思いますが、なかなか監視という部分では自由泳は見づらいと思いますので、PTAで監視をしていただく方々の実感として配備をしてみるというところも、ニーズ調査の中に入れていただければと考えます。よろしくお願ひいたします。

次に、（2）教職員による不祥事について。

①です。

県内でも発生している、学校内での性的姿態等撮影罪いわゆる盗撮や、昨年には本市に勤務する教職員が飲酒運転で事故を起こして懲戒免職となるなど、不祥事が後を絶たない現状について見解を伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

一部の教職員による不祥事が報じられ、社会からの信頼が揺らいでいる現状を重く受け止めております。教職員は、子供にとって身近な模範であるべき存在であり、不祥事は教育への信頼を損ない、子供たちの健やかな成長にも影響を及ぼしかねません。こうした問題を、学校では、教職員一人一人の倫理観や規範意識の徹底に加え、組織として不祥事を未然に防ぐ体制の強化、相談しやすい職場づくり、定期的な校内研修の実施等に努めています。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ②です。

去る8月27日には、蓮池小学校において、性暴力防止の研修が行われたとの新聞報道もありましたが、本市において、これまで実際に不祥事を防止するための取組状況や、

今後の予防対策について伺います。また併せて、国の有識者会議なんかでも議論はあるようすでけれども、校舎内の共用箇所、例えば、更衣室やトイレの出入口が見える廊下等への防犯カメラ設置についてはどのようなお考えか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

市内の全学校において、不祥事防止委員会の設置、校内研修の実施、執務環境の点検や見直し等の未然防止に向けた取組、定期的なアンケートの実施等相談体制の整備、不祥事防止のための校内ルール作成を行っております。学校内での盗撮等の不祥事防止に向けて、防犯カメラの設置は一定の抑止力を持ち、未然防止の観点からも有効であると考えますが、同時に、児童・生徒や教職員のプライバシー、肖像権の侵害につながる可能性もあり、現時点での設置は考えておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） いろいろと取組を始めていただいているということで、決して他校に限ったことと思わず、自分事として、絶対に不祥事を起こさない、起こさせない職場の雰囲気づくりや研修、そして、何よりも児童・生徒の皆様の安心・安全を第一に取り組んでいただくことを切にお願いいたします。

防犯カメラに関しましては、後にも質問いたしますが、教職員だけを対象ということではなくて、実際に生徒、中学生・高校生が校舎内で盗撮するというような事案も報告があるようですので、教職員も児童・生徒も、防犯、不祥事を起こさないという雰囲気をお互いにつくり上げていくと。肖像権とかプライバシーという部分では、確かに、PTAや保護者の方々の了解は必要だと思いますが、それよりも何よりも児童・生徒の安心・安全が優先されるのではないかと考えますので、そういった視点でも、今後、協議の場を持っていただければと思います。

次に、（3）児童・生徒による不祥事についてです。

先ほど申し上げたとおり、先日の新聞報道にもありました、全国では中高生による校舎内での盗撮事案も増えているようです。そこで、いじめ防止対策推進法第28条に規定される、重大事態に該当するような重大ないじめや暴力行為、窃盗や盗撮など、いわゆる罪を犯すという点において、こういった事案についての過去3年間の認知件数をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

まず、いじめの認知件数から御報告いたします。小学校では、令和4年度が155件、令和5年度が63件、令和6年度が45件となっております。中学校では、令和4年度が19件、令和5年度が22件、令和6年度が44件となっております。

暴力行為につきましては、小学校では、令和4年度が8件、令和5年度が7件、令和

6年度が14件、中学校では、令和4年度がゼロ件、令和5年度もゼロ件、令和6年度が10件となっております。

窃盗や盗撮等につきましては、過去3年間ではごく少数の事案が報告・把握がされておりますが、件数自体が非常に限られており、個別の学校や生徒等が特定されるおそれがありますので、詳細な件数の公表は差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 窃盗や盗撮等はプライバシーに関わるということで了解いたしました。いじめ、暴力については割と件数が多いように感じますけれども、これが全て第28条に規定される重大事態に該当しておるというわけではなくて、小さなものも合わせるということですね。かしこまりました。

②です。

予防対策、また、事案が発生した際の対応マニュアルや第三者委員会の設置基準などはあるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

いじめに対する予防対策としては、全ての児童・生徒を対象とした心の居場所づくりと絆づくりを通じて、教職員は、一人一人の児童・生徒に寄り添い、児童・生徒の自己存在感や充実感を感じられる安心・安全な学校づくりを進めております。また、いじめの早期発見や適切な対応等について、定期的に研修を実施しております。

窃盗や盗撮等に対する予防対策としては、教職員による学校内巡回体制の強化を推進しております。また、児童・生徒との対話を通じて、抱えている不安や疑問に対して積極的に耳を傾けることで、問題行動の早期発見を目指しております。

対応マニュアルや第三者委員会の設置基準について、重大ないじめの事案の場合は、香美市いじめ防止基本方針に基づき、事案が発生した場合、まずは学校内での調査を実施し、市教育委員会に報告をいただき、そして、市教育委員会、または、学校がその事案が重大であると判断した場合、速やかに香美市いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施することになります。

暴力行為や窃盗、盗撮などの場合は、対応マニュアルや第三者委員会の設置基準は特に定められておりませんが、重大な事案が発生した場合には警察に通報する必要がありますので、以降は警察の指示に従うことになろうかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） いじめについては、防止基本方針である程度マニュアル化されているということで、分かりました。そのほかにつきましても、ある程度の手順は確立されていると理解いたしましたが、諸問題に対して迅速に対応できるよう、例えば、

第三者委員会の有識者をある程度事前に絞っておくなど、事前にできることは準備していただければ、事態の収束も早いのではないかと考えますので、また今後、さらに御検討のほどよろしくお願ひいたします。

③です。

加害者の更生や復帰に関する対応マニュアルなどについて、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

加害者への対応について、特に対応マニュアル等はございません。事案が発生した場合には、事案に応じて児童相談所や警察、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、市教育委員会、学校との連携を密にするため、支援体制を構築し、当該児童・生徒の状況、そして、支援方法などを明確に、それぞれの立場で更生に向けた当該児童・生徒への支援を行うこととなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） こちらについて、マニュアルはなくともある程度の手順や体制は確立されているものと理解いたしました。しかしながら、学校に限らず、現代社会において加害者側は非常に厳しい環境に置かれ、加害者本人だけではなく、その家族も批判にさらされ、本人が罪を償ったとしても、以前の日常生活を取り戻すことは困難となる場合が多いと思います。とりわけ児童・生徒の場合には、将来にわたって加害者という自ら消すことのできない傷跡を抱えて生きていくことになりますので、できるだけ傷跡を小さくするように対応していただきたいと思います。また、しっかりとした対応により、再発防止と社会復帰も可能になると考えますので、よろしくお願ひいたします。

④です。

以前、保護者より、クラスに問題があるので、我が子のクラス替えを学校に要望したが、全く応じてもらえないとの相談がありました。この問題については、少し時間を要したもの、関係者の話し合いにより解決したと聞いておりますが、今後、不祥事等があった場合のクラス替えなどの判断や基準について伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

クラス替え等の判断基準につきましても、特に文書化したものは設けておりません。当該児童の状況を踏まえ、事案に応じて、県教育委員会人権児童生徒課、県の心の教育センター、市教育委員会、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどと連携し、当該児童の心理状態を十分に把握して支援の方向性を明確にします。その後、児童・生徒が安心して学校生活を送ることを大前提としまして、学級担任、学年長、生徒指導、管理職等、学校の関係者が中心となって、本人や保護者の意向を丁寧に確認しながら柔軟に対応することとなっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） ちょっと自分の先入観で、校長が判断しているのかなと思っていた節がありましたが、先ほどの御説明で、きちんと関係団体と連携を取って、柔軟かつその子の特性に合わせて対応していくことをお聞きしましたので、安心しております。

次に、（4）被害に遭った児童・生徒について。

① です。

重大ないじめや暴力行為、窃盗や盗撮に限らず、校外での性被害及び痴漢や付きまといなど、児童・生徒が危険を感じた事案について、過去3年間の認知件数を伺います。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

性被害及び痴漢や付きまといなど、危険を感じた事案については、過去3年間でごく少数の事案が報告・把握されておりますが、こちらにつきましても件数自体が非常に限られており、個別の学校や生徒等が特定されるおそれがありますので、詳細な件数の公表は差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） いじめや暴力行為についての件数は、先ほど児童・生徒による不祥事についてお伺いした件数とほぼ一緒でよろしいですか、分かりました。

②です。

8月30日には、本山小学校近くの路上で、男子児童に対してはさみのような刃物を振りかざし、脅迫をするといった事件が発生しているようですけれども、本市における予防対策は、また、事案が発生した際の対応マニュアルや第三者委員会の設置基準についてお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

先ほど、公文議員の御質問で、加害者への対応に係る予防対策、対応マニュアル、第三者委員会の設置基準に対してお答えしましたが、被害者につきましての対応も、加害者への対応と同じような内容となっております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 分かりました。しっかりと迅速に対応をお願いします。さきにも申し上げましたが、児童・生徒の皆様の安心・安全を第一に取り組んでいただくことをお願いします。

③です。

被害者の治療やケアに関する対応マニュアルなどを整備されているか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

被害者への対応についても、特に対応マニュアルはございません。事案が発生した場合には、事案に応じて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携、そして、県教育委員会人権教育課や県の心の教育センターにも御助言をいただきながら、被害者が安心して学校生活を送るため、サポートしていくこととなっております。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 当然に被害者の保護や手当などが最優先ですが、原因の究明や再発防止への取組も迅速に行い、保護者や御家族への丁寧な説明も必ずお願ひいたします。

次の④のクラス替えについては、先ほどの（3）と同様であるということでおろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは質問はいたしません。

これまでにも保育や教育環境について質問を重ねてきましたが、とりわけ学校の安全性を取り巻く環境は、教職員不足や少子化、通信技術や電子機器の発展などにより、近年大きく変化していると感じます。幸い本市においては、人命や人身に関わるような重大な事態は聞き及んでおりませんが、今後、いつ問題が起こるか分かりません。こうしたことからも、本市の教育行政の人員体制が万全であることは誠に重要であると考えます。

そこで、質問事項4、教育長不在についてお伺いします。

今回、この質問をさせていただく前提として、私たち市議会議員が再び教育長の不在を決定した責任は非常に大きいと考えています。だからこそ、一日も早く教育長不在を解消したいとの強い思いからです。

①です。

昨日、市長からは、条件に合った人材をまずは私の人脈から検討したいといった旨の発言がありましたが、そもそも教育長職に足る選任候補者はいるのか、いたずらに人選を先延ばしにしているだけという意見もあるのではないかということを踏まえ、現在の人選状況をお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 人選状況についてお聞きいただきました。人選につきましては、いろいろと頭の中にある方はいますが、現状としましては、5月臨時会議にて反対された10人の議員の皆様方が、どういった条件であれば、どういった方であれば賛成いただけるかについて、お聞きしている状況でございます。私としましては、この条件が明確にならなければ、人事案が可決されるかどうかは不確定であり、打診しようにも通るか通らないか分かりませんがお願いしますとは、私自身、言えないと考えております。

ます。よって、現状、全く白紙という状況ではありますけれども、昨日、議長から報告いただきましたとおり、9月8日に、小松議長、舟谷議会運営委員会委員長の連名にて、教育長の議案に反対された10人の議員の皆様と私の意見交換の場を、正式につくっていただけたという御連絡をいただきました。教育長問題が進展することだと思います。誠にありがとうございました。私からは、できるだけ多くの傍聴席を設けていただきますよう、お願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 白紙の状況ということですけれども、やはり反対された議員からの条件提示がなければ、なかなか依頼もできないということで、お願いしたい方は頭の中には何人かいらっしゃるということですね。

②です。

先ほどお答えいただいたてはおりますが、前回の人事案否決後、市長の今のままでは誰を提案しても否決されるのではないかといった考えに変化ないと感じております。昨日、小松孝議員からは、現役の市職員から選任してはどうかといった御提案や、中平議員からは、前に進めるための議論を交わしたいといった話もありました。先ほど、意見交換の場を設けていただきましたら進展するであろうということですけれども、なお確認で、これはやはり反対された10人の議員から、賛成に至る教育長人物像の条件がはっきりと提示されない限り、人事議案は上程しないというお考えなのか、お伺いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 私の考えはそのとおりでございます。具体的な話をしますと、香美市の市議会議員の定数は18人ですけれども、現状は1人の欠員であります。議長は採決に加わりませんので、16人中9人の賛成者が必要となります。しかし、前回の人事案では賛成6人、反対10人の御判断をいただきました。つまり、賛成いただいた6人に加えて、反対と御判断をされた方の中から3の方に御賛同いただかなければならぬことになります。私自身、現状は非常に高いハードルだと考えております。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 高いハードルであるということですけれども、前回反対された議員10人からそれぞれ出された条件を、なかなか全て兼ね備える人材は極めて少ないのでしょうか。今後、意見交換会の場でお互いに意見を交わして、ある程度の妥協点を見いだし、事前の合意形成を目指す、あるいは、先ほどハードルが高いとおっしゃられてもいましたが、乾坤一擲の人事提案もあり得るという思いもあります。私たち議会としても、保護者の皆様をはじめ市民の方々の不安を払拭するために、教育長の不在は一日でも早く解消したい考えに変化ないと信じておりますので、できるだけ早く人事提案がなされるよう、市長からも積極的に働きかけていただきたいと思います。

③です。

教育長に至る人材について、市長には私から 6 月に、市内在住の香美市役所退職者を推薦いたしておりますが、今回、この質問を行うに当たり改めて御本人の意向を確認したところ、保育、教育行政の一日も早い安定運営のために協力は惜しまないとのことでした。当然、この方は、これまでの経過を熟知しており、現状で新たな人事案が提出されても、三たび議会が教育長の不在を決定する可能性があることは十分に理解しているとのことです。さらに申し上げるならば、香美市役所退職者ですので、議員各位もこの方を御存じです。この議場においても多くの議員各位と議論を交わされたこともありますので、人間性や人柄及び経歴といった人物像について、前回否決された際に聞かれた市長の説明不足といった理由は全く成り立ちません。もう一点、教育長の選任権は市長にあることも十分に御理解されていることから、御本人いわく、教育長職を拝命したとしても、来年 3 月 29 日執行予定の市長選挙の結果を待たず、3 月 31 日付で辞表を提出する。4 月以降の教育長の選任は、次の市長に委ねるが、再任は否定しないとおっしゃられています。

こうしたことから、適時提案できる人材もありますので、ぜひとも依光市長には一日も早く教育長を選任していただき、万全の市政運営体制を整えていただきたいと考えております。ただし、先ほど申し上げたとおり、来年 4 月以降は次の市長に判断を委ねるということですので、もしよろしければ、次期市長選挙への出馬の御意向と併せて、教育長人事にこの方を提案することについてお考えをお伺いします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 公文議員から、非常に優れた人物についての御紹介をいただきまして、私としましてもその方ならという思いはございます。ただ、まずは御本人の意思をしっかりと確認した後に、議会の皆様への御説明となりますので、この辺は慎重にと思っております。といいますのも、議会に御説明すると同時に、前回そうであったように、マスコミでもかなり報道されることと思います。そのため、個人名を出しての議会への打診は、9人の賛成が得られる感触がなければ、私としては今のところはできないと考えております。これまで 2 人の方を提案させていただきましたが、どちらの方にも言われのない誹謗中傷があったと私は把握しており、本当に提案させていただいた 2 人の方には申し訳なく思っております。これ以上、御迷惑をかける人は増やしたくないというのが率直な意見でございます。

また、市長選挙に向けましてもお話がありました。教育長問題があつて、非常に議員の皆様方とうまくいっていない状況ではありますが、私自身、教育長以外の問題に関しては、4 年間全力で頑張ってきたつもりでありますし、住民の皆様からも一定の評価はいただいているのかなと思います。今回の教育長（の問題）がありまして、多くの皆様方から、辞めたらいかんとというようなお話をよくされるのですが、本日、ここで明確に、次の選挙には出たいということをお話しさせていただきたいと思います。

次の選挙は、教育問題だけではなくて、今年度は朝ドラ「あんぱん」がありまして、

なかなかそこに人とお金をつぎ込んでということもありましたが、本来、私が市長に立候補したのは、中山間地域の集落を維持していきたい、集落を残すためにいろんな投資もしていきたいと思っておりました。そういう意味では、例えば、公文議員がいらっしゃいますけれども、大柄地域の活性化は訴えさせていただいて、物部町の皆様方にも応援をいただいて、市長にならせていただきました。現状、議会の冒頭でもお話ししましたとおり、小学校も厳しい状況でありますし、この中山間地域の課題には時間がないと思っておりますので、住民の皆様方からの御支持をいただけるのであれば、2期目にチャレンジさせていただきたいと思っております。また、この2期目に関して、1期目は、いろいろな面で組織も、いろんなところで市役所内もなかなか大変だったこともありますが、今すごく充実した状況ではないかなと思いますので、課題解決に向けて進める、また、来年度、組織再編もしますので、そういったことも踏まえて、私自身、意欲を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松紀夫君） 2番、公文直樹議員。

○2番（公文直樹君） 次の市長選挙への意欲ということで、ありがとうございます。当然、これまでの議論の中でも、市長が預かる市政というのは教育長問題だけではなく、おっしゃっていただいたように、私の出身の物部町は大変厳しい状況ですので、本当に予断を許さない、時間がない状況での対応が迫られています。スピード一に今後も市政が、地域活性化策が検討されますことを応援していきたいと、私も思っております。

しかしながら、やはり選挙に臨むということであれば、市政運営は万全の体制がやっぱりいいであろうと思いますので、一日も早く教育長を選任いただいて、次の市長選挙への準備を進めていただければと考えるところですので、ぜひとも、この教育長不在問題の点も前向きに、迅速に対応いただきますようお願い申し上げて、私の全ての質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 公文直樹議員の質問が終わりました。

暫時昼食のため休憩いたします。

（午後 0時09分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の進行に従って、一問一答方式で質問してまいりたいと思います。

まず1点目、市街化区域での葬儀場建設について、お伺いしていきたいと思います。

都市計画における市街化区域では、住宅専用地域でなければ事業を行うための店舗を、建築基準法、消防法等に適合して建築することができます。このたび、宝町5丁目に株式会社ベルモニーの葬祭場が建設されることなんですかけれども、これに対しまして、特に地域にお知らせ等もなく、法に基づき必要とされる手続に沿って淡々と計画が進んでいたという状況であり、お聞きしております。近所のうわさなどが広がりまして、予定されている建築物が葬儀場であることが分かり、その特殊性から、どういった建物で、どんな運営をするのかが気になって、直接住民が問い合わせたということです。そうしたところ、個別に話を聞きに来てくれたようではありますが、仲介している不動産会社の方だったこともあって、事業を行うベルモニーによる地域全体への説明会を求めたことのことでした。

この辺りの経緯は、住民代表から出された陳情書が詳しいので、少し引用させてもらいます。当該土地の近隣住民らは、令和7年8月初旬まで、これらの土地に葬儀場建設の予定があることを全く知らずにいた。自治会回覧で葬儀場建設の計画を知り、建築主であると言われている株式会社ベルモニー本社に問合せをし、地域説明会開催を申し入れたが、要望を聞き検討するとのことで、8月26日にベルモニー側から「土佐山田会館建築、運営について」を受け取り、住民側から「連絡書及び要望書（暫定）」を送信した。令和7年8月31日現在、26日付連絡書にて請求をした、施設利用詳細を記した図書類は受領したが、住民側要望書への対応、地域説明会開催の応否についての回答はないといった内容です。

既に9月5日より現地では工事が始まっている状態です。住民側は受け取った書類を確認して、改めて9月9日付「再要望書」も送付したと聞いております。本来なら法に規定がないとはいえ、建物ができれば今後数十年にわたってのお付き合いになるわけですから、社会通念的に、隣近所への挨拶等があって、良好な関係を築くよう努めるものと思います。また、今回のケースでは、完成後、葬儀場として運営される建物です。誰もがお世話になるとはいえ、死と向き合うことは非日常的出来事でもあります。また、そういった人の一生の最後の尊厳を大事にする企業なら、ふさわしい対応があるのでないかと思ってしまいます。ベルモニー社のホームページには、地域に根差し、人の心をつなぎ、日本的心をつないでいきますとあります。ぜひ、近隣住民との話合いの機会をつくって、不安を取り除いてほしいと願い、以下質問いたします。

①です。

一定規模以上の建築物を造る場合、都市計画法、建築基準法、消防法などの法律に違反していないかを検査されます。近隣環境に対しましては、採光率、光の取り入れ率など、近隣住家が一定以上日陰にならないかも検証されます。そこに違反していなければ、自由に建築もでき、営業も業種によっては特段の許可申請もなく始められます。少しばかりの配慮があればと思われるようなことで、周辺住民とのあづれきが起きかねないとも思います。できれば工事や営業が始まる前に、一定の説明や確認があつてほしいと思

います。まず一般的に、事業計画が固まって、建築確認申請が出てから許可が下りるまでの流れはどうなっていますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

建築確認申請につきましては、高知県建築指導課に提出する方法と、民間の指定確認検査機関に提出する方法とがございます。

まず、高知県建築指導課、また、高知県の建設技術公社へ建築確認を提出する場合は、確認申請書一式が申請者から市の建設課に提出されます。建設課におきましては、接道となる道路の幅ですとか、敷地と道路の高低差などを調査いたしまして、道路及び調査報告書を添付した上で、県建築指導課や建設技術公社へ市からお回しするという流れになります。県建築指導課及び建設技術公社におきましては、この届きました確認申請書の内容を審査し、申請者に対して問題なければ確認済書を交付するというのが、一連の流れでございます。

また、民間の指定確認検査機関へ御提出される場合ですが、こちらは、申請者が直接指定確認検査機関に申請書を提出することになります。指定確認検査機関から市に対して道路情報などの問合せがある場合もございますが、そのお問合せがあれば、建設課として幅員であるとかの情報提供をすることになります。民間の指定確認検査機関におきますと、直接申請者に、建築基準法等に適合すれば確認済証を交付するという流れでございます。民間の指定確認検査機関で確認済書を交付した場合でも、特定行政庁である高知県には、確認申請の概要書や申請報告書などが審査機関から提出されるとお聞きしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 一応、今回のケースにおいては、民間で建築確認を、実際、建築現場には工事用の標識を立てておりますので、民間の確認書が貼り付けられておったと思うんですけども、市としましても、その民間の機関から道路情報などの問合せが今回もあって、建築がされることを確認を、少なくとも連絡は受けていたということでおろしいでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） 今回のベルモニー会館につきましては、民間の検査機関へ提出されております。それから、民間の検査機関から建設課に対して道路情報等のお問合せがっておりまして、そちらへはファクス等で回答しております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ②です。

現状でお聞きしますけれども、事業者から説明がなくても、行政に提出された申請内容や都市計画法その他に違反しない等の確認終了の情報を公表することは可能でしょうか

か。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

建築確認済の建築物につきましては、高知県建築指導課で建築計画概要書の閲覧が可能となっております。写しが必要な場合には、県の窓口、または、インターネットによる申込みが必要ということをお聞きしております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 実際に建築されることが分かれば、県に行ってできるわけですが、そもそも何が建つか分からない状況では、なかなかこういった情報を取りに行くのにもハードルがあるなというのが率直なところです。

それで、③に移ります。

これも現制度の確認ですけれども、新たに建物を建てる開発に伴い、農業用水路に排水を行う場合は、農業者や地元自治会の同意をもらう必要があり、建設内容や排水設備の説明が行われます。一方で、下水道整備地域においては、建築内容を着工前に近隣住民に知らせる規定はありません。同意をもらう必要がないからです。今後、排水同意を必要としない下水道整備エリアの市街化区域用途別開発範囲内での建設であっても、建設設計画や運営形態等について、近隣住民へのお知らせや説明会などで合意づくりを促す必要性があると感じておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

まず、建築確認でございます。建築基準法第6条第4項に、建築主事は建築確認申請を受理した日から35日以内に建築基準関係法規への適合を審査し、適合を確認した場合は確認済証を交付しなければならないとされております。市街化区域内におきまして、建築基準法に適合した内容の建築確認申請がされた場合は、近隣住民の方との合意形成が仮に今できていないという場合でも、それを理由に建築確認を留保することはまずできないのではないかと考えております。

ただ、議員もおっしゃられましたが、建物を建てる場合には、葬祭会館に限らず一般的な家であっても、振動であるとか騒音、ほこり、また、工事車両が出入りをしたりということで、少なからず御近所に御迷惑かかることがありますので、建築主の方や工事業者なんかが、事前に近隣の方に声掛けや説明をされるとは思います。また、今回は家ではなく業としての建物でございます。建ってからも営業に当たっての車の出入りなどがございますので、なおのこと近隣の方々への配慮は必要であろうと考えております。

なお、今回の葬祭会館建設につきましては、先日の9月8日になりますけれども、その事業主の方に市役所へお越しいただきました。そして、内容などもお話しさせていただいて、市長からも直接、近隣住民からの御要望をいただいておりますので、改めてその内容をお伝えをさせていただいた上で、御配慮していただくようにお願いしたところ

でございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 事業者が市役所に来られたのは、市役所に要望書が出ておる関係で、市から連絡を取ったという認識でよろしいですか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

市にも9月3日付で地元の代表の方から陳情書をいただいております関係で、建設課から事業者に御連絡をさせていただいて、地元の方が御不安に思われていることもお伝えさせていただいたところです。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） そういう対応をお聞きしますと、誠実に対応しているようにも思えるんですけども、一方で、要望があれば動けるということでありましたら、なおのこと事前に説明していただければ、それほどやくがかかる大変だというようなことはなかったんじゃないかなとも思います。

④に進みます。

今回の葬儀場建設は進んでおりますが、要望に対する誠実な対応がされてほしいと願うわけです。建設中に何がしかの影響があるかもしれません。また、他自治体に葬儀場の建設等に関する指導要綱とされるものが、複数のホームページ等で確認できます。それを一つ紹介させていただきたいと思います。

資料①を見ていただきたいと思います。荒川区葬祭場、遺体保管所等の設置に関する環境指導要綱です。こちらを紹介させていただきます。

この要綱では、1枚目の一番下にあります第5条で要約をしておりますが、資料2枚目以降にありますように、近隣関係住民等との調和、そしてまた環境整備事項、管理運営事項を協議するように定めております。中でも環境整備事項の第8条において、資料の3枚目になりますかね、原則6メートル以上の道路に接すること、樹木等による緑化に努めること、葬祭場の延べ床面積に応じて駐車場を確保すること等を求めております。葬祭場等に対しましては、建築基準法以上の配慮も要るんじゃないかなという見解もあります。資料は以上です。

本市には、現在のところこういった要綱はないんですけども、先行自治体の例に倣つて建設図面の修正を求ることは可能でしょうか。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

建築基準法関係の規定に適合しているかどうかの審査を受けまして、適合を確認した場合には建築確認済証が交付されます。今朝、ちょっと前を通ってまいりましたけど、既に、アスファルトを剥いだりとか、工事をされておる状況でございました。議員から

も御説明があり、この荒川区の指導要綱を例示していただきましたけれども、現在、香美市にはこの要綱がございませんので、ここにありますような壁面後退とかいったことで、図面を修正することを市から求めることはできないと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 条例や法に基づいて、要綱に基づいてということは無理でも、今回、住民の方が話合いをまず求められているという内容、そして、一応説明には回っていることですが、妥当な要望であればお応えをしていただく、個別に回ると、それまではやりますと言っていたことが、ある意味口約束であって、実際にはできていなかつたとしても、いや、そんな話はしようかねというようなことで、担保されないというような懸念もないわけではないと思つたりもいたしますので、できればオープンな形、もしくは文書を交わすような形での話合いがまずされるということ。建設図面の修正は、実際の設計に対する修正ですので、なかなか費用もかかって難しいことがあるかもしれませんけれども、軽微なもので対応可能なものであれば、やっていただきたいというような要望が出てくるんじやないかと思っております。そういった事前の話合い、修正はできないという前提ではなくて、誠実に話合いに応じることを担保する姿勢を示していただきたいというように思います。実際に要綱はないけれども、そういったことを求められていく、また、住民から求められていますので、対応していただきたいと思います。

⑤に移りたいと思います。

高度成長期以降の住環境の変化から、自宅ではなく葬祭場を利用しての葬儀が広がっております。また、高齢化による需要の伸びもあると見込まれておりますので、葬祭場の建設は今なお拡大しているようです。葬儀場はある種の特殊な施設であり、近隣住民に心理的緊張感をもたらす性質を持っております。誰もが避けて通れないとはいえ、葬儀はやはり非日常的行事と言えると思います。葬儀場が建設される場所や周辺環境への配慮には、営業の自由では押し通せないラインがあると見たときに、法が想定していなかった事態として、要綱での対応をしている自治体が増えているものと思われます。

さきに紹介した荒川区のほかにも、京都市、佐賀市、さいたま市、吹田市、岡山市、糸満市等々、四国では確認できませんでしたが、西日本の各地で要綱が整備されております。こういった他自治体の要綱等を参考に、建設や事業運営について、本市でも環境指導要綱を整備していくべきではないでしょうか、対応をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

今回、議員から御質問いただいたことで、建設課としましてもインターネットなどで各市にどういった要望があるかを調べ始めております。おっしゃるように、ちょっと高知県内では作成した自治体はなく、四国内でもちょっとまだよう見つけておりません。全国的には何例があるようですので、この整備につきましては、今後、他自治体の事例等を研究してまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） できるだけ前向きに研究、検討していただきたいですし、今回は既に建築確認ができている事例ですので、要綱ができたとしても反映させることはできないというお考えを、先ほども聞いたわけなんすけれども、例えば要綱の中に、今建築されている途中ですので、完成後の事業開始、この要綱の中等で、住民との合意をした後に事業運営を始めるというような一文を入れてもらうことによって、事業運営までに十分な話合いがされるのを担保することにもなるんじやないかと思うわけです。そういった形で、形式上だけにとどまらない、今、話合いをしておるということではありますけれども、実際に合意をすることが担保できるように、これはすごくタイムスケジュール的には建築されるまでという短期間ではありますけれども、そういった形で要綱をつくることができないものかと思いますが、再度、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 建設課、野村課長。

○建設課長（野村文紀君） お答えいたします。

研究していくますという御答弁をさせていただいたんですけれども、いつまでにとか、これが建ち上がるまでにというお約束はしかねるところです。今回、いただいておる陳情書を見ますと、住居地域等に設置し、運営する葬儀場に対してということです。市街化調整区域もございますし、都市計画区域外であればいいのかということもございます。また、原則的に、要綱なりを作成した場合には作成した日から有効になりますので、それ以降で新たに建てられる施設が通常は対象になるんだろうと考えています。既に現時点で営業されておる葬祭会館もございます。指導要綱ができた場合は、新しく建てる、建つものだけではなくて、既に営業されている葬祭会館などにもそれは当然適用されていくことになると思いますので、例えば、今回、荒川区の指導要綱をお示しいただいておりますけれども、接道の幅員が6メートル以上ないといけないとか、あと、壁面後退が1メートル以上というところは、既存で6メートルないところであったりとか、あと、敷地が広ければあれですけど、狭い敷地でやられている場合は壁面から大きく後退しなくてはいけない。ほかの自治体では3メートルとか壁面後退の延長も様々でございましたので、そういった既存の葬祭会館等が不適格になるのかならないのかとか、いろいろと研究をせんといかんところが多いと思いますので、なかなか建ち上がるまでにできるのかどうか、ちょっと今明言はできません。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ちょっとむちやなお願いをしていることは承知の上でお願いしたわけですけれども、しかし、実際に要望があって、市からの働きかけがあつたり住民の方からの働きかけがあつて、それには動けていることを見ましたら、住民の方が要望していることには応えていただきたいと思うわけです、最後まで。今出ていること全てお応えされているわけではない。誠実な態度があるからこそ、近隣住民の皆様とよい関係をつくっていくことができるのだと思います。今後は分かりませんけれども、既に

工事が始まっておりまして、実際、建築に伴う騒音、ほこりとかが当然出てくると思います。主にそれは建築されている事業者の対応になりますので、なお、営業が始まったときの対応であるとかを担保していただくためには、事業者との話し合いがぜひとも必要だと思っております。この点、話し合いには応じてくれる相手ということでもありますので、何かあったときには、住民側だけではなく市からも一定要望していただくことをお願いできるのかどうか、市長にもお答えいただいて構いませんか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 先ほど課長から御答弁をさせていただきましたが、私も住民としっかりと合意していただきたいですし、住民生活にも配慮していただきたいという思いがありましたので、事業者に連絡しましたところ、9月8日に来ていただいてお話をさせていただきました。

先ほど法律の話もさせていただきましたが、市として事業に対して何らかの形で止めるであるとか、そういったことはできないことは御理解いただいたと思いますが、市としましては、やはり今後も事業を継続するのであれば、住民ともしっかりとよい関係をつくっていただきたいということは、要請させていただきました。この点につきましては、今後も必要に応じてさせていただきたいと思いますし、御要望いただいた住民の皆様方と、私自身もお話をさせていただきたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） よろしくお願ひいたします。

以上で、大きな1点目の質問は終わりたいと思います。

2点目の質問に移ります。投票所の運営についての質問です。

7月の参議院議員選挙におきまして、新聞報道でもありましたように、投票用紙の取り違えや二重交付、投票時間の誤記載と、続けてミスがあったと報道されました。投票した1票が無効になるのは、選挙制度の信頼を損なうゆゆしき事態です。市民からも市役所は大丈夫かとの思いが出ましたし、市役所内でも緊張感が走ったものと推察します。これまで、ミスがあったことは報道されましたが、ミスを防ぐためにどのような手立てを取るのかは示されてきませんでした。先ほど、同僚議員の質問に対して、確認ミスがあったのでそのことに対する確認の更新をしていくというようなお話をありがとうございましたが、ミスを防ぐために、原因分析と対応をどうされるのか、お聞きしたいと思います。

①です。

この夏の参議院議員選挙の投票日に、佐岡地区公民館であった投票用紙の取り違え交付について、報道並びに市長報告がありました。取り違えが起こった原因是、交付機の場所を間違えたとのことでしたが、今後は間違わなくて済む工夫が必要になります。対策はどうされるのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えします。

御質問にありましたとおり、この投票所におきましては交付機の置き間違いでございました。当該投票所におきましては、1人の従事者が同じ場所で2種類の投票用紙を別々に交付しており、今回のミスが発生した可能性が高いということでございます。

今後につきましては、複数選挙の場合には、1人が1種類ずつ投票用紙を交付するなど、投票所の運営方法の変更と、複数での確認を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。なかなか人数が足らない等、大変なところはあろうかと思いますけれども、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

②です。

浦山公会堂では、投票後に比例代表の投票用紙が1枚多いことに気づき、選挙用紙二重交付の可能性があると、市長の報告もありました。佐岡の場合と同様、間違えない工夫をと思います。検証された結果、原因としては排除されたのかもしれません、混雑した時間帯に棄権の意思表示もなく、比例代表の投票をせずに退出した可能性はないのかとも思ったところです。今回の件ではなかったかもしれませんけれども、そういう事態を含めた今後の対策についてお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

この投票所におきましても、1人の方が同じ場所で2種類の投票用紙を交付しております、ミスにつながった可能性が高いと考えております。こちらも同じように、複数選挙の場合には1人が1種類ずつ投票用紙を交付するなど、投票所の運営方法変更と複数での確認を行ってまいります。なお、投票用紙の残りの枚数と投票所への聞き取りから、当該投票所において棄権がなかったことを確認しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 間違いなく二重交付であったとお聞きいたしましたし、対策は同じように取られるということです。

③の質問に移ります。

こちらはちょっと今回通告させてもらったときに御指摘を受けたんですけれども、当初、私は市のホームページで確認できる投票結果を見まして、選挙区への投票人数が1万2,558人であり、比例代表の投票数が1万2,555人となっていたのも見ました。比例代表に投票しなかった3人には棄権の意思表示があったことだろうかと、御質問をしたところです。ただ、通告をしたときの間違いもありまして、実際には1万2,559票が投票されておったと。これは県のホームページでも確認できるわけですが、比例投票の投票数は1万2,554票です。実際に投票に来た方より1票多

く選挙区での投票がされており、これがどうも二重交付になった投票用紙が入っておったのかなと思います。そうしますと、比例代表の票が1票少なかったのも、そういうことであろうかなと。来て投票しないと言った人ではない方で、1人投票しなかった人がおるということだと思います。通告文との兼ね合いはあるんですけども、一番お聞きしたかったのは、選挙区では1万2,558人、そして比例投票では1万2,555人ですので、3人には比例投票の棄権の意思があったのかをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

棄権につきまして、意思表示の確認をしてございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 分かりました。この点では、トラブルではなく投票が行われたことを認識いたしました。

大きな2点目の質問は以上で終わりたいと思います。

3点目の質間に移ります。広域避難計画についてお聞きいたします。

6月定例会議で同僚議員からの質問がありましたけれども、検討中ということもあって進展状況が分からなかつたため、再度、お聞きしたいと思っております。

広域避難計画は、高知県内を安芸、中央、高幡、幡多の4つの圏域ごとで分け、津波による被害が想定される沿岸部において十分な避難場所が確保できない場合に、内陸の自治体が住民を受け入れることで安全を確保する計画とされております。2020年3月には、4圏域で広域避難の合意が既にされております。しかし、具体的な市町村ごと、避難所ごとの移送・受入れについての協議は進んでいないと認識しております。

また、能登半島地震がその後に起こりまして、広域避難が呼びかけられたものの、施設入所の高齢者を中心に、避難先での病院という慣れない環境等で命を落とす方、また、自宅におるときにはなかつた症状などが新たに出たケースなどが多く見られたと、課題が改めて浮き彫りになったところです。

改めて、こういった教訓を基に、行政も避難当事者も、広域避難を想定して備えていくことが求められていると思います。

そこで、①をお聞きいたします。

今年度、どんな枠組みで協議が進んでいくのか、広域連携に関連する協議の開催回数はどれくらいあるでしょうか。あったのか、また、これからあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。

○防災対策課長（中川英斎君） お答えします。

現在、高知市及び香南市からの避難者を香美市で受け入れる広域避難協定の協議を継続しており、今年度は8月までに3回、関係機関が集まり協議を実施しております。

- 議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。
- 6番（森田雄介君） これまでにも3回やって、今後も続いていくことを確認させていただきました。
- ②に移ります。

避難受入れの合意はあるので、被害に応じた柔軟な対応も、実際に起こったときにはされるのだろうと思うのですが、事前の具体的な協議が進まないと、勝手にこっちが進まないと思っているだけかもしれませんけれども、実際にまだこれといった説明をお聞きをしていないので、進んでいないと思っているのですが、協議に時間がかかっている、または進んでいない要因は何なのでしょうか。想定される被害がなかなか明らかにできないということもあるうかと思いますけれども、お聞きしたいと思います。

- 議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。
- 防災対策課長（中川英斎君） 高知市及び香南市からの避難者受入れについて、受け入れる避難者の避難場所、受け入れる施設との調整・協議を重ね、早期の協定締結に向けて準備を進めております。
- 議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。
- 6番（森田雄介君） 調整ということですけれども、明らかに広域避難をされている方が多い場合には、当然、受け入れが難しいというような事態も出てくると思うんですね。調整だけでは十分でないことも出てこようかと思います。

③でお聞きいたします。

本市は避難を受け入れる側になろうかと思います、内陸側の自治体です。不足する受け入れ先の確保、整備を進めるためにも、現状での他市からの受け入れ想定が明らかになることがまず望ましいと思います。見解や現状の到達点、難しいのであれば、さらにその避難先をどう確保するのか、お聞きしたいと思います。

- 議長（小松紀夫君） 防災対策課、中川課長。
- 防災対策課長（中川英斎君） 広域避難を必要とする人数についてですが、高知県が試算しており、これに基づき香美市内の県有施設活用について、現在、調整・協議をしているところです。

- 議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。
- 6番（森田雄介君） 県有施設を対象にということで、同じ投げかけになるんすけれども、県施設で受け入れし切れない場合はどうなるのかなというところでもあります。もちろん全てに応えることはできないことも想定されるわけですけれども、市で何か対応するようなことがあるんじゃないかな。また、実際に計画がないまま、能登半島地震のときにも広域避難をせざるを得ないということで、受け入れていた状況もあるんすけれども、事前に備えることができれば、より混乱なく進むんじゃないかなというような思いがあります。

以前、同僚議員の一般質問で、智頭町の例がありました。疎開保険という仕組みです

けれども、事前に内陸部自治体と沿岸部自治体の住民が交流できる仕組みとして、疎開保険というものに入っていたらしく、何事もなければ年に1回か2回、疎開先から特産品が贈られると。また、疎開先のイベントなんかにも参加できたりとかがあって、どういったところに自分が疎開するのか、また、疎開しようとする場所との関係をつくっていくような仕組みでした。県有施設のハード面ではなかなか難しいかもしれませんけど、もうちょっと小さな単位で地域と地域の交流ができるような仕組みもあれば、広域避難を補助するようなことにもつながるんじゃないかなという思いがいたします。実際に全体像が見えてきたりとか、もう少し細かな対応がなされていくようなことが、今後の広域避難計画の中で協議されていってほしいと思うわけですけれども、今の見解、協議をするに当たっての取組状況について、お聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 広域避難につきましては、これまで御答弁しておりますが、なかなか調整ですとか協議に時間がかかるておることは事実でございます。一方で、先ほど議員から御指摘があったとおり、小さい単位で民間が独自にやっていくことは非常に有効であろうと思いますし、例えば、今、高知市、あるいは香南市に出ている方も、実家は香美市ということもあります。そういう意味では、おじいちゃん、おばあちゃんの家を事前に直していただくとか、何かあればそういうルーツのところに戻るとか、そういう交流をぜひとも進めていただきたいという思いもあります。そういう意味で、香美市の空き家の活用であるとか、また、日頃から農産物を使った交流であるといった、住民の、あるいはNPOの動きなどがあれば、支援することも考えていきたいと思っております。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） また新たに進んでいくことを期待しております。

それでは、大きな4点目の質問に移ります。人件費の内訳でお聞かせください。  
さきの全員協議会で、重い人件費負担の現状と組織再編の提案がありました。例年の財政分析資料でも言われておりますけれども、給与額は、類似団体や全国平均から下回っているものの、広い行政面積に対応する職員配置が要因になって、どうしても人件費が高くなっている状況です。また、苦しい財政状況の背景は、人件費の増大だけが原因ではないのではないかという意見も、全員協議会の際には出されました。大型の普通建設事業も複数行われておりまして、投資的経費や地方債の償還払いは、高止まりした状況が今後も続く見込みです。そのほか指定管理料やバス運行費なども高くなる傾向にあります。広い市域をカバーしなくてはなりませんので、これはもう本市の特徴と言わざるを得ないのではないかでしょうか。今回の報告では他市との比較がされておらず、あくまで、合併特例債がなくなった本市の歳入が減少していき、基金を取り崩さなければ単年度収支が赤字、このままでは、令和10年度末には予算編成に必要な基金残高を割り込む見込みということでありました。物価高の折、必要な人件費が確保されるような働

きかけもあってもいいのではないかと思い質問もします。

①です。

現在の職員定数ですが、必要な職員数確保の視点で職員定数改善を図ってきたと受け止めています。この点は、昨日の同僚議員の質問でも少し触れられておりました。一応現状で適正な職員定数と考えてよいでしょうか、確認いたします。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

総務課といたしましては、人事ヒアリング等で各課の状況を聞き取り、必要な人員数を配置してまいりました。また、職員定数につきましても、令和7年3月定例会議において一部改正を行い、実態に応じた数値に改正をしたものであり、現状では適正な職員定数になっているものと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 一応確認ですけれども、アクションプランとか第4次行政改革実施計画（集中改革プラン）では、令和9年度に400人程度としていたものが、令和7年3月の一部改正で410人に修正でよかったです。

○議長（小松紀夫君） 総務課、竹崎課長。

○総務課長（竹崎澄人君） そのとおりです。集中改革プランでは、今おっしゃったような数になっていますし、この3月では410人の定数に増やしております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） ②に移ります。

令和2年度から的人件費上昇は、会計年度任用職員制度の運用開始とも連動しております。国は、必要となる財源は確保されると、この会計年度任用職員制度の中では説明をしてきております。その点は、令和5年12月27日通知などでも繰り返し示されておりますが、それを担保するには、各市町村への聞き取りなどが必要じゃないかなと、個人的には思っております。この間、会計年度任用職員の給料や報酬、期末手当などを国に報告する、求めるといった仕組みはあるのでしょうか。また、歳入において人件費分がしっかりと示されているのか、改めて確認いたします。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

人件費に関しましては、総務課が国へ報告を行っております。ただ、普通交付税の算定では、人件費分が個別に示されるような仕組みにはなっておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 一応、国へ報告もしておりますので出ているであろうということ

ですが、確認のしようは、ちょっと今の仕組み、説明ではないんじゃないかなと思いました。必要な人件費確保が不透明でありましたら、人件費を削減したいという全員協議会での説明でしたので、さらに活躍してもらいたい人材に、今回は機構改革の説明でもあったわけですけれども、仕事に見合ったポストをつくっていくことが難しいんじゃないかなとも思いました。また、地域おこし協力隊や集落支援員の話も出ておりまして、そういった方が香美市で活躍する事例が、他市でもそんなに多くはないのかもしれませんけど聞こえてきたら、いや、香美市ではどうかなと思ってしまいます。

この間、あんばん室やふるさと納税に対しても、少し力を入れるというお話がありましたけれども、本市の独自性を発信したいといったところで、いい意味で期待を裏切ってくれる人材に、思い切ってその仕事をしてもらう仕組みを、ぜひともつくっていただきたいと思います。

そのことを申し上げて、③に移ります。

香美市性質別歳出の資料をつけさせていただきましたので、資料②を御覧ください。少し細かいものになっておりますが、特に棒グラフを見ていただきますと、人件費を示しているのが上の青い線です。ずっと横ばいできておりまして、令和2年度の欄で大きく膨れています。オレンジの線も一緒に膨れ上がっておりまして、こちらがコロナ対策の補助金等がどんどん増えた時期です。令和2年度は、先ほども説明しましたけど、会計年度任用職員制度の運用開始に当たる年でありまして、このために人件費も伸びておるということです。令和2年度、令和3年度、令和4年度とある程度横ばいで進んでいった後、令和5年度、令和6年度で再び大きく伸びているのが見てとれます。その理由は、令和6年度の決算資料などを見ましたら、人事院勧告に伴う給料表改定による人件費増ということで説明されております。そうであれば、この分の歳入増が見込めない理由は何なのかと思うわけです。資料の説明は以上です。

本市が人を増やし過ぎたとか、給与を上げ過ぎたとか、個別の理由でないならば、人事院勧告に従って増えた分の人件費を、なぜ、歳入で見込めないのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 企画財政課、黍原課長。

○企画財政課長（黍原美貴子君） 令和6年度の人事院勧告に伴う給料表の改定により、約2億1,400万円の人件費増の補正予算を昨年度計上させてもらっております。この増加分については、普通交付税の再算定や翌年度以降の交付税で措置される仕組みとなっておりましたが、この交付税措置だけでは、先ほど言いました歳出を全て補える金額ではなかったという状況になっておりますので、普通交付税の仕組みが原因の一つではないかと思います。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 今回の人事院勧告に伴う人件費増は、当然、本市だけじゃなくて全ての市町村にも関係してくると思っております。必要な人員が確保できないことにもなりかねません。

そこで、④をお聞きいたします。

物価高に見合った形での給与引上げは必要です。その財源は国が責任を持つべきではないかと考えます。市長会などを通じて、歳入確保の働きかけがさらに必要ではないのか、お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 今後も、国への要望につきまして、他の市町村とも連携して積極的に取り組んでまいります。

○議長（小松紀夫君） 6番、森田雄介議員。

○6番（森田雄介君） 本当にこれは全ての市町村にとって大変な状況かなと思います。ぜひ、国に対して要望するとともに、国もそれに応えていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 森田雄介議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後 2時05分 休憩)

(午後 2時17分 再開)

○議長（小松紀夫君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆様の声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。本日の質問は、多文化共生社会の実現に関して、こども誰でも通園制度について、大栃保育園、大栃小・中学校への交通支援を、選挙に関して、市民の声を基に、林業施策についての6項目をお伺いいたします。

初めに、多文化共生社会の実現に関するお伺いいたします。

全国知事会は、7月23日に青森市で開かれた定例会議で、外国人の受入れと多文化共生社会実現に向けた提言をまとめました。提言では、在留外国人は令和6年12月末時点ですべて約377万人、外国人労働者数は令和6年10月末時点で約230万人と過去最高であり、国は外国人を労働者と見ているが、地方自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民であると主張しています。本市においても、在留外国人は令和7年2月1日時点で477人と増加傾向にあると聞いています。高齢化や人手不足を背景に、農業分野や介護分野では外国人労働者はなくてはならない存在となっています。また、高知工科大学では、国際色豊かな世界に開かれた大学として発展しています。

このように、多文化共生社会の実現が求められている中で、さきの参議院議員選挙では、それに逆行する動きや排外主義的な言説が急速に広まってきたように思います。し

かし、若者が流出し続け、高齢化が加速度的に進む地方においては、外国人労働者がいないと成り立たないところもあり、外国人の家族も含め、今後、どう受け入れるのか、議論を深めていくことが大事ではないでしょうか。

本市では、本年度から「にほんごサロン」を開設し、外国の方が安心して生活できるよう、ボランティアの方々と交流しながら学んでいます。現場では、こうした共生を目指す取組が行われています。多文化共生社会の実現に関し、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市におきましても、外国人が居住する割合は今後も増えていくことと思います。外国人との相互理解を深めるような取組について、今後も検討してまいります。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今後も増えていくため、相互理解を深める取組をということですけれども、現在「にほんごサロン」を開設しておりますが、何か具体的に理解を深めるような取組は、こういうことをしたらいいかなというようなものが、市長にはございますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） まず、日常的に生活している中で、外国人を見かけることが多くなっていると。相互理解というのは、相手のことが分からぬから怖いとか、何を考えているか分からないということがあろうかと思います。他市の事例では、農業実習生と子供たちが接する機会を増やすというようなこともありました。こういった活動は、行政よりも民間も含めて日常的にやっていくのがいいのだろうと思っております。まずは「にほんごサロン」がありますので、そこから、いろいろな提案も含めて、市として取り組んでいけることについて、一緒になって考えてまいりたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 本市においても多文化共生社会を目指していくことだと思いますので、またよろしくお願ひいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。こども誰でも通園制度についてお伺いいたします。

来年4月から、まだ保育所や幼稚園に通っていない幼い子供が保育施設を利用できる、こども誰でも通園制度が始まります。このこども誰でも通園制度は、国が打ち出したこども未来戦略の中で、全ての子育て家庭への支援を強化するとして創設されたものです。こども家庭庁によるこども誰でも通園制度の実施に関する手引では、一時預かり事業のように、言わば保護者の立場からの必要性に対応するものとは異なり、子供を中心に考え、子供の成長の観点から、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成長環境を整備することを目的としています。月10時間まで等の一定時間利用枠の範囲内で、保護者

の就労や預ける理由を問わずに、3歳未満の子供が生後6か月から1時間単位で保育施設に通える、新たな通園給付です。現行の保育所には、ゼロ歳児から5歳児が通いますが、保護者の就労等によって家庭で保育できないことが入所の条件になっています。幼稚園に就労の要件はありませんが、通えるのは3歳からです。乳幼児が様々な人や環境との関わりを得られると言われる反面、保育現場からは、預けられることに慣れていない子を短時間だけ保育するのは難しいのではという声もあると聞きます。また、これまで保育の実績がない事業者の参入もできるようになると聞きました。

そこで、質問に移ります。①です。

こども誰でも通園制度について、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

本市は、この制度を子育て家庭を地域全体で支える重要な施策と捉えており、その趣旨には賛同しております。未就園児の孤立防止や、社会性の涵養をさらに進める機会と捉えております。来年度は、既存保育施設の空き定員を活用する余裕活用型で、スマーチスタートをする方針です。まずは、特定の施設で利用枠を設け、ニーズや運営上の課題を検証してまいります。本格実施に向け、保育士の確保や利用を希望する家庭への丁寧な周知を進め、市民の皆様の期待に応えられるよう、着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 重要な施策と捉えているということが分かりました。

それでは、②の質間に移ります。

こども誰でも通園制度の利用に当たっての手続等はどのようになるのか、その流れについてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

御質問の利用手続の流れにつきまして、現時点で詳細を検討中ではありますが、以下のような流れを想定しております。まず、利用を希望される保護者の皆様には、市のホームページや広報誌などで周知する内容を御確認いただき、利用希望の申請をしていただきます。その後、各家庭の状況を確認させていただいた上で利用調整を行い、利用可能な施設や日時を決定し、保護者に御連絡いたします。利用開始に当たっては、事前に、施設での面談や利用上の説明を受けていただくことを想定しております。市民の皆様にスムーズに御利用いただけるよう、今後、具体的な手続や申請方法について、丁寧に周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） これからとお聞きしたんですけども、申込みが重なってきて、受け入れられる人数というのは決まっていると思うんですけども、そういう場合に対してはどうなっていきますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） 具体的な利用者の対応につきましては、ニーズ等を把握した上で検討を重ねることになろうかと思います。現状では検討中でございますので、今のようなお話になろうかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） これからということですので、十分に対応を、そしてまた、丁寧にお願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

この制度は、既存の保育施設が取り組む場合、通常の保育に加えて新しい事業を実施することになります。在園時間や利用頻度が違う乳幼児が出入りを繰り返すことになるため、職員体制の管理や施設内での情報共有、来園時に支障のない運営ができるのか等、不安もあるのではないかと思います。来年度からの本格実施に向けて、本市ではどのように対応していくのでしょうか、取組状況等をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

この制度の実施に当たって、職員体制や在園児への影響など、保育施設が様々な不安を抱えていることは、十分に担当課としても認識しております。新たな事業を円滑に進めるためには、御指摘のとおり、在園児の安全と安心を最優先とした運営が不可欠であると考えております。現在、本格実施に向けた準備を進めており、来年度は既存保育施設の空き定員を活用した余裕活用型で、スマールスタートをする方針です。これは、各施設の負担を最小限に抑え、課題を1つずつ解消していくためのものと考えております。

現在の本市の主な取組状況としまして、1点目は、園長会での情報共有を図るため、8月の園長会で制度の概要を説明し、現場の率直な意見や個別の不安、課題についてヒアリングを行いました。2点目は、未就園児の実態把握と受け入れ体制などの検討を進めるため、本市における未就園児の正確な実態把握に努めています。これらのデータを基に、各園が無理なく適切に対応できる受け入れ体制や運営方法について、研究を進めています。3点目としまして、制度を円滑に進めるための要綱等の素案を作成中となっております。素案がまとまり次第、改めて各園長と協議の場を設け、現場の意見を反映させながら、具体的な実施体制を構築してまいります。

本市としては、現場の負担を最小限に抑えながら、制度の円滑な導入と運営を実現できるよう、着実に準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） そういたしますと、来年はスマールスタートというか、試験的な形でして、本格的には令和9年度ということでしょうか。

それから、8月に園長会で説明されたということですが、園長からはどういった意見等がございましたでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

令和8年度の実施はスマールスタートでと考えておりますが、その後、園を増やしていくか等につきましても、ニーズ等の把握に努め、必要であれば、2園目、3園目ということで検討していくことになろうかと思います。

8月に実施しました園長会において、園長先生方の御不安としましては、どこの園で実際に実施するのかについて、非常に懸念を抱いておられましたので、こちらにつきましても、どの園で実施できるか、ニーズ等を調査した上で、慎重に検討していくかと現状では考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） この制度は、ゼロ歳児から3歳児までになっておりますけれども、方向性としてはゼロ歳児から3歳児を受け入れていくのか。例えば、ゼロ歳児だけとかということなども協議をしているかと思うのですが、それはどういう方向になっていくでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

ゼロ歳児から3歳児までを対象とした制度となっておりますが、ゼロ歳児の受け入れにつきましては、現場での負担は相当なものが予想されますので、ニーズ調査を実施した上で、必要であればどの年代から受け入れをするのかも含めて、ニーズ調査の結果によってこれから考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 大事な制度ですので、十分ニーズ調査を行い、そしてまた、安心して受け入れができる体制を十分に整えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、3番目の質問に移ります。大柄保育園、大柄小・中学校への交通支援についてお伺いいたします。

6月定例会議の一般質問において、通園・通学バスなどがあれば、大柄の保育園、小・中学校に行きたいという声があることをお伝えし、交通支援について積極的に検討して、前向きな取組をするよう求めました。市長からは、対象となる児童・生徒の保護

者に向けたアンケートを提案したいとの答弁をいただきました。そして、今定例会議の提案説明では、大柄保小中学校運営協議会より、スクールバス運行に関する要望書を7月25日に受け取ったことの報告があり、前向きにスピード感を持って取り組みたいと、力強い発言がありました。早急な対応を望みますが、6月に市長の提案を受けて、その後の取組状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

香美市中心部と大柄保育園、大柄小・中学校を結ぶスクールバスの定期運行について、6月定例会議で市長から答弁がありましたが、まずは保護者のニーズを把握するために、教育委員会物部分室において、現在、アンケート調査を実施しております。具体的には、大柄保育園、大柄小・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒の全ての保護者を対象としまして、利用を希望する方だけに回答していただく記名式によって、希望する運行ルートや運行時間の調査を実施しております。集計作業が完了すれば、運行計画案を作成し、民間事業者より見積書を徴収した上で、財政班との予算折衝に臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 来年度に向けて取組を進めているということでお聞きいたしました。

その集計はいつ頃終わるような形で考えているのでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

アンケート調査の締切りを9月下旬に設定しておりますので、9月下旬から集計作業に入って、運行計画等の案を作成することになろうかと思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 市長から、前向きにスピード感を持って取り組みたいという発言がありまして、進んでいっているとありがたく受け取っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、4番目の質問に移ります。選挙に関してお伺いいたします。

参議院議員選挙の投開票が7月20日に行われました。このことに関して、数点お伺いいたします。

①です。

本市の年代別投票状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

年代別の投票状況につきましては、手作業での集計となり非常に時間を要することから、現時点では集計はできません。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） できていないということで、分かりました。

大体、若い人の投票率が低いのではないかとも思うわけですけれども、その辺りはどういう考え方、思いを持ってますでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 私はまだ集計を見てございませんので、詳細のところは分かりかねます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

それでは、②の質問に移ります。

投票所には、満18歳未満の子供と一緒にに入ることができます。投票所や投票する姿を見せることで政治を身近に感じることができ、貴重な社会教育の場になり、子供の社会への関心が深まるきっかけとなるのではないかと思います。総務省の調査では、子供の頃に投票所へ行ったことがある人は、ない人と比較して投票率が20%以上高いとの結果があります。このような子連れ投票を推進している自治体もありますが、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えします。

親と投票に行った子供は、大人になって投票に行く割合が高いというデータもございます。選挙に興味を持つてもらう一つの手段として有効であると考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 有効であるという答弁をいただきましたが、本市において推進していくということで、何か働きかけ等を行う考えはないでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 本市におきまして、積極的に子供も同伴で選挙へ行くようにといった周知はまだできていませんが、投票所事務の手引の中で、18歳未満の方は出入りができるとしておりますし、若年層の投票率向上に効果がある旨は説明しております。それ以上のところは、また検討したいと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） やはり子供の頃からこういう機会をつくることは非常に大事なことですし、積極的に推進している自治体も結構あるようですので、そういったところからも情報を得るなりして取り組んでいただきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

さきの参議院議員選挙は、移動期日前投票所が前回選挙時より4か所増えて、12か所となりました。物部町は5か所から8か所、香北町では1か所から2か所、土佐山田町は2か所で変わりありませんでした。移動期日前投票所の1日目は、物部町では8か所で行われましたが、時間的には、これまでの1時間が30分に短縮されたところがありました。時間短縮等による問題はなかったでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 参議院議員選挙におきまして、昨年10月の衆議院議員選挙から時間短縮や変更はありましたが、投票者数に大きな変化はなく、特に御意見等もいただいておりません。また、今回新たに設置しました4か所の投票所におきましても、同様、御意見等はいただいておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） この移動期日前投票所は、もう皆様に知っていただいて、慣れてきてスムーズに行われているのではないかと思います。

それでは、④に移ります。

少子高齢化等の影響で投票場を閉鎖せざるを得ない地域が増えて、今後も、移動期日前投票所を希望する地域が出てくるのではないかと危惧しています。今後の対応について、お考えをお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） お答えいたします。

移動期日前投票所は、原則、既存の投票所を廃止した場所に設けることとしてございます。今後におきましても、移動期日前投票所の要望が出た際には、設置について検討いたします。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 検討していただけるということです。ただ、この時間が30分以上短くなるということはなかなか難しいと、それはちょっと日にちを増やすことになろうかと思いますが、そういった時間的なものは確保していただけるということでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 現状12か所ということで、議員がおっしゃいましたとおり、1時間が30分になったこともお聞きしております。今後、どれぐらいの数になるかというところも含めて、そのときにまた検討しなければならないと思いますが、極端に短くなり過ぎるのもどうかとは思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今後も投票の機会を確保できるように、お願いしたいと思

います。

それでは、⑤の質問に移ります。

この⑤と⑥の質問については、さきに2人の同僚議員が質問いたしておりましたので大体分かりましたが、1点だけお聞きしたいと思います。

物部町のことですけれども、3地区の計107人に、誤った投票時間を記載した入場券を送付したということがありました。物部支所は、住民の指摘を受けてミスを把握していたが、市の選挙管理委員会には伝えられず、事前の周知ができなかつたということも新聞に載りました。物部町とか香北町もそうだと思いますけれども、何かあったときには、こんなことありましたとか、これはどうしたらいいでしょうかと、支所に相談とか指摘が入ってくると思うんですけれども、その中で、今回は連携ミスでこういったことになったかと思いますけれども、今後は、そういうことがないように対応していただきたいと思います。その点について、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 選挙管理委員会、竹崎書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（竹崎澄人君） 今後は、職員間の情報連携を密にして、いろんな選挙事務に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今後、こういったことのないように、よろしくお願ひいたします。

それでは、5番目の質問に移ります。市民の声を基にということでお伺いいたします。  
①です。

べふ峡温泉が休館となって2年目となりました。べふ峡温泉の再開を待ち望む声がある一方で、再開のめどが立たないことに対するいら立ちの声も聞かれます。この問題については、昨日、同僚議員から売却という案も出されたところですけれども、私といたしましては、何とか有効活用できる方策を導き出してほしいという思いで、質問いたします。

当初の予定では、令和7年度の指定管理者募集を考えていたと思いますが、従来の方法での指定管理は困難との判断で、施設の在り方を再検討することになり、現在、府内で協議をしていると聞いています。この間、どのような協議が行われてきたのか、協議の状況と今後の見通しについてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

べふ峡温泉の指定管理者公募に向けて、これまで、県のマッチング事業への登録やサンディング調査を行ってまいりましたが、地理的な理由から、調査に応じてくれる事業者が少なく、提案いただいた内容を実現するためには、数億円規模の設備投資が必要という意見がございました。そこで、施設改修費用について御負担いただける事業者がないか、また、現状の施設であっても、べふ峡温泉周辺の観光資源を活用し、運営で

きる方がいないかなどの情報収集を行っております。また、渓流釣りや登山、マウンテンバイクなどの分野に深く通じている方などから、ヒアリングを行っているところでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） スピード感を持って取り組んでほしいところではありますけれども、十分慎重に案を練った上でということは、大事なことだと思います。ただ、大体どれぐらいかかるか、めどとしてはどういう感じで考えておられるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 商工観光課、門脇課長。

○商工観光課長（門脇正人君） お答えいたします。

おっしゃったとおり、令和6年4月1日からの休館期間が非常に長くなってきておりますので、できるだけ早急に計画をまとめなければならないと考えております。ただ、経費の面や様々な課題がございますので、将来的な展望が開けるような計画を早急に取りまとめなければならないと考えております。めどといたしましては、今のところ具体的にいつまでという見通しは立っておりません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 庁内で協議をしているということでしたかね、どことどこが、支所と担当課だけですかね、その協議はどういったメンバーになっているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） べふ峡温泉の活用に関する府内協議のメンバーでございますが、私と現在の担当課である商工観光課、そして、物部支所のメンバーで協議をしてございます。会によりましては、県の物部川振興本部にもお入りをいただいて議論をしている状況でございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。

副市長にお伺いいたしますが、大変難しい問題というか、なかなかすっと決まる問題ではないんですけども、何らかの展望や見込み、前に副市長も言われていました、三嶺の山を活用してという案も出していたかと思うんですけども、なかなか難しいことであろうかとは思いますが、副市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） べふ峡温泉ですが、場所のポテンシャルとしましては、先ほど担当課から御答弁申し上げましたように、例えば、渓流釣りですとか登山、マウンテンバイクと、様々な活用というか、その場所を楽しむいろんなテーマはある、いろんな可能性がある場所だと考えてございます。

一方で、指定管理制度と申しますと、現在の施設全て、温泉、レストラン、宿泊施設といったところをまとめて、かなりの額を投資した上で指定管理者に委ねることになりますので、もしそれでお客様が来なかつたと、採算が取れなかつたという場合には、再度の撤退が容易に想定されます。こういったこともございまして、遊休公共施設の活用の仕方を少し勉強し、市でも最低限何をやっていただきたいのか、事業者に何をしてほしいのかというところをかなり絞り込み、その上で、その絞り込んだ内容を実施する主体を募集したいと考えてございます。幾つか成功している事例もあるようですので、そうしたところのノウハウも勉強しながら、今、研究をしている段階でございます。とはいえ、スピード感を持って進めるべしということですので、先ほど担当課から御答弁申し上げましたように、早急に進めていきたいと考えてございます。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

次の、②の質問に移ります。

別府地域の観光拠点の一つである農林漁業体験実習館は、べふ峡温泉キャンプ場、もみじ茶屋に続き、本年度から休業となりました。農林漁業体験実習館は、これまでにも、もみじ茶屋とともにべふ峡保勝会が運営していましたが、住民の高齢化で、本年度から閉めざるを得ない状況になったと聞きました。このような状況から、別府地域は前のような活気がなくなり、ひっそりとしています。地域内の交流もなくなり寂しくなったと、地元住民からは嘆きの声が聞かれます。農林漁業体験実習館の今後の展望についてお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

別府地区の農林漁業体験実習館につきましては、本年3月末まで、地元団体のべふ峡保勝会を指定管理者として指定管理を行ってまいりましたが、当団体の解散をもって指定管理を終了いたしました。地元の別府自治会と協議を重ねまして、今後は、指定避難所としての運用や地元自治会公会堂としての機能を維持していくよう考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 建物はそういうことになろうかと思うんですけれども、ここには展示室があったと思いますが、この展示室はどういう対応になるのでしょうか。見学したいときは見学できるのか、あそこには展示物がそのままあると思うんですね、それはそのままになるのか。奥物部ふるさと物産館とかどこかに移して展示品を見てもらうとか、せっかくあるものをそのまま眠らせてしまうのではなくて、活用することが大事ではないかと思うんですけれども、その辺りをお聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 農林漁業体験実習館の2階にございます資料館につきま

しては、現在、閉館している状況でございます。これまでに、生涯学習振興課の文化財室を通じて、中を見学したいというお客様がおられまして、文化財室の案内で見ていただいたことはありました。現在、資料館に保管しております民具などにつきましては、文化財室で、今後の保管場所や展示をどうするのか、検討いただいております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 資料館のものは検討していただいているということですね。きれいに展示されていたと思うんですけども、いい方法でまた展示していただければと思います。

それでは、③の質問に移ります。

奥物部ふるさと物産館は、4月16日から運営を開始し、レストランもオープンしました。物部町住民の大きな期待を背負ってのスタートとなりました。しかし、5月から土日限定で始まったモーニングは6月に突然終了し、現在は、水曜日、木曜日の定休日以外での営業で午前11時から、祝祭日は午後2時半までですか、そういう時間帯で、30分前にはオーダーストップとなっています。週5日、1日3時間から3時間半の営業です。また、1日の食数が20食と決まっているとも住民の方から聞いたのですけれども、食べられない等の声も聞きました。このような営業時間や食数に関する声は、あちこちで聞かれます。既に様々な声をお聞きになっていると思いますが、このような運営状況に多くの大変厳しい声を聞いています。そして、心配する声も聞いています。市は、指定管理者と定期的に協議をしていると聞いていますが、レストランの運営についての現状認識と、今後の改善や工夫等が必要ではないかと思います。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） レストラン事業に関しましては、毎月報告会を開催し、収支状況や課題等の共有を図っております。また、香美市商工会にも御出席をいただきまして、専門的見地からの御助言をいただくなどの取組を行っております。運営につきまして、近隣住民や利用者のお客様から厳しい御指摘をいただいていることは認識しております。指定管理者と情報共有し、改善に向けた取組を行うよう協議を進めております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 先ほど、公文議員も質問されまして、大変心配をしているということでお聞きになったわけですけれども、運営状況で、収支については赤字になった月もあるが、目標額には達しているという御答弁でしたけれども、なかなか心配するところなんです。1日3時間あまりの営業時間だから目標額に達しているということで収まっていくのか、住民の願いや思いとは違っているんですね、この時間的なことな

んかに関しては。モーニングをやっていたのが、だんだん短くなつて3時間と。だんだん広がっていくのであればいいのですけれども、だんだん短くなつてきて、行つても閉まっているんじやないかというところがあつて、利用につながつていかないと思うわけです。そのことも含めて改善していくと言わつていましたけれども、具体的に何か改善できる点、お話しできるところがあればお願ひいたします。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 営業日や営業時間等が短いですとか、モーニングサービスがなくなったこと等については、厳しい御指摘をいたさうであります。また、夜の営業に関してですけれども、宴会を設定できる日が限られたことも御批判をいただきました。それについても今後改善していくことで、既に宴会の制限につきましては改善しておりますので、今後も情報共有して改善したいと考えております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 始まったばかりで大変厳しいところではあらうかと思ひますけれども、できるだけ早め早めに改善をしていって、対応していただきたいと思ひます。

それでは、④の質問に移ります。

先月22日に仁淀川町へ行政視察を行つた際、昼食を茶農家の店あすなろというところでいただきました。仁淀川の風景を楽しみながら、沢渡茶のおいしさを心ゆくまでお楽しみくださいと、お店の紹介をしています。私は、沢渡茶をうどんに練り込んだ茶うどんと、おむすび、季節のおかずがついた、沢渡茶うどん御膳をいただきましたが、お品書きも添えられ、接客も感じよく、おもてなしの心が伝わるようなお店の雰囲気を味わうことができました。お茶を前面に出したランチメニューとデザートメニュー、ドリンクメニューは、シンプルでありながらも、お茶をアピールするメニューとなつています。何かヒントが得られればとの思いで紹介させていただきましたが、ちょうど8月30日の地元紙にその様子が掲載されました。お客様によって、また、その対象によつてメニューが変わつてくると思ひますけれども、奥物部ふるさと物産館のレストランも、おもてなしの心を持って物部町ならではのメニューを提供できないものかと思いました。見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） お答えします。

使用する地元食材としまして考えられるのは、ユズ、お茶、ジビエ等などが挙げられます。現在、提供しておりますメニューにおきましては、具体例を挙げますと、メインメニューへのユズの使用やユズジャム、ユズパウンドケーキ、ユズゼリー、ユズシャーベット、お茶では、お茶のパウンドケーキ、物部茶を利用したパンナコッタ、接客に使用するお茶で使用してきました。ジビエにつきましては、10月からジビエ工房監修の

メニューに加え、新メニューを開発していく予定と報告を受けております。実際の営業におきましては、メニューの決定には調理師の裁量が大きく影響すると考えますが、地元ならではの飲食の提供を行うといった提案が評価され、指定管理者に指定された経緯もございますので、なお積極的な採用を求めてまいりたいと考えております。

また、おもてなしの心を持った接客という御指摘につきましては、指定管理者に連絡しておりますが、なお議員の御意見をしっかりと指定管理者に伝え、改善を求めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 地元の人の意見なども聞きながら、皆様が喜んで、楽しく、おいしくいただけるようなメニューを開発していただきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

2階のフリースペースは、レストランが閉まっていても自由に利用できますが、入りづらい、開いているのか分からぬ、2階に上がっても何もないとの声を聞きます。展示やイベントも行われていますが、何もないときには、町外の人や観光客に向けて物部町を紹介するような常設展示、例えば、三嶺とか茶畑、別府峡、ヤマザクラ、湖水祭、塩の道などの写真展示、ほかにもあるかと思いますけれども、そのようなことができないものでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 物部支所、片岡支所長。

○物部支所長（片岡亮君） 2階のフリースペースにつきましては、イベント等の開催がないときは自由に使用できるよう開放しております。2階の貸出しに関しましては、申請に基づいて2階全体、もしくは分割して使用できるよう施設整備をしております。スペースを分割しての利用を求められた際に、対応できる状態を維持することを前提とした常設展示であれば、可能であると考えます。なお、実際の運用につきましては、指定管理者の運営方針に基づいた運用になると考えます。また、観光案内につきましては、1階のフロントカウンターにて観光案内リーフレットを提供するほか、SNS等により情報発信を行っております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 指定管理者に任せているということもあるらうかと思いますけれども、「ポケふた」を見に来られた市外の方が、ここ2階スペースに来られていて、何もないねと言われていたので、市外の方が来られたときに物部町をアピールする、紹介するような何かがあつてもいいんじゃないかなと思いましたので、この提案をさせていただきました。いろんなところで物部町を知っていただくことは非常に大事なことだと思いますので、またこうした意見もお伝えいただければと思います。

それでは、6番目の質問に移ります。林業施策についてお伺いいたします。

私たちの森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟は、先月22日に、山林情報バンク制度に取り組んでいる仁淀川町と、佐川町のおもちゃ美術館へ視察に行きました。周りを山に囲まれた地域で生活している者としては、将来の夢を託した先人が苦労して植林した山を何とか生かせないものかと、常日頃考えています。しかし、私には専門的な知識がないため、なかなか妙案がないのが現状です。2年前に行政視察をした岡山県西粟倉村の取組には大変感動し、そのときにも一般質問をさせていただきました。仁淀川町の取組も山に対する問題意識を持ち、積極的に取組を進めてきたことがうかがえました。

仁淀町では、山の木が大きくなることで仁淀川の水量が減ってきていることを問題視し、仁淀ブルーを守るため、山の保全をし、山を若返らせることが大事だと林業適地での再造林率100%を目標に取り組んでいます。ここで、仁淀川町のことをもう少し紹介させていただきますと、仁淀川町は2005年に3町村が合併して誕生いたしました。山林が約90%を占めています。本市と同じく、戦後の国の施策により植林された人工林は伐期を迎えており、森林資源として活用できる状況を背景に、搬出間伐・作業道を開設、間伐材の運送などに対して補助等の支援を進めてきています。そうした中、高齢化による担い手不足を解消するため、仁淀川林産協同組合が実施主体となり、全国から1年間の研修生を募集し、研修終了後は事業体などに就職する等、移住施策とも絡めて取り組んでいるということでした。また、仁淀川町林業総合戦略といったものを2年がかりで策定したということで、地域が一体となって新木材流通システムを構築しています。そして、保育園とか小学校、中学校の子供たちと共に、苗を育成したり、植林をしたり、森の手入れなどにも取り組んでいくよう進めているということでした。なかなかこの取組も大変すばらしかったと思います。

それでは、質間に移ります。①です。

本市の山を、宝の山にするのか価値のない山にするのか、林業施策の取組にかかっていると思います。前回の一般質問では、市長から、香美市にとって森林資源は財産であり、次世代にしっかりと残していくなければならない。国・県とも情報交換をして、今後とも森林資源を守っていく努力を続けていくと、力強い答弁をいただきました。この資源を生かすべく、積極的な施策を検討してはどうでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 市内の林業事業体や森林所有者が行う、間伐や作業道開設などの森林整備への支援を継続するとともに、森林所有者と市で協定を締結し、水源涵養機能や土壤保全機能といった森林の公益的機能の発揮を目的とした、市主導で行う間伐などの森林整備にも取り組んでいくために、令和6年度から意向調査を始めたところでございます。また、森林整備を担う林業従業者の確保・育成にも引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） この林業施策は、1年や2年ですぐ結果が出るものではありません。長い目で見て、それでやっと成果が出てくることになろうかと思いますので、今まで取り組んできたもの以上にも、何か積極的な施策を考えていただきたいと思ったわけですけれども、私に何かの案があるということではなくて、林業は本市の基幹産業になっておりまし、重要な産業であると昨日も答弁があったかと思いますので、林業施策を中心に据えたようなまちづくりも考えていくべきだと思うわけですけれども、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 議員から御指摘がありますとおり、香美市には非常に林業資源が豊富であります、そういう意味では、香美市の産業として一定成り立っているとも考えております。香美森林組合、また物部森林組合があり、ストックヤードもあるということで、山の木を生かした形で県外にも木が行っております。関西万博のリングにも香美市の木が使われていることだと思います。そういう意味では、香美市で業をしっかりと成り立たせていくことが、香美市の林業政策だと思っておりますし、先ほどの御紹介にありました仁淀川町ですとか、いろいろな地域に私自身負けているとは思っておりません。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 林業に関しては、自分が山に住んでおりますので、すごく気になります、以前にも何回か林業に関して一般質問をさせていただいたんですけども、その当時の課長からは、長らく林業の低迷が続いたと、今、山にやっと光が当たり始めたという答弁がございまして、その光が徐々に広がっていってほしいなという思いはありますけれども、なかなか広がっていないのかなと私は思っております。しかし、一步一歩進めていくことが大事だと思いますので、引き続いて取組を進めていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

山林の管理に困っている、売りたくても買手がない、息子も孫も要らないと言っているがどうしたものか、苦労して植えた木が何にもならんと、嘆く声を多く聞きます。視察した仁淀川町では、そのような声に応えることも考え、昨年6月、森林組合や仁淀川林産協同組合による山林情報バンク制度を創設したとのことです。山林所有者は所在地をバンクに登録し、経営・管理の委託、木の伐採、売却から希望する扱いを選び、林業事業体はデータベースから山林を探し、所有者に直接連絡する仕組みとなっています。まだ売買についての成果は出ていないということでしたけれども、面積が増えれば買手もできるのではないか、これからだというお話を伺いました。こうした山林情報バンク制度を本市でも研究できないか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 現在、市が指定した区域において、河川沿いの森林で、相続登記及び地目変更が完了している等の条件を満たした森林についての寄附を受け入れております。ただし、寄附の申出をいただいたものの受け入れ条件に合わず、受け入れできない森林も多くございます。今後、代替わりによる所有者不明山林の増加も懸念されることから、県や他市町村の取組や制度を参考に研究していく考えでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） こうした売買を含めた山林のあっせんとかに関しては、全国的にまだ少ないということもお聞きしましたけれども、研究をしていただけるということでしたので、本市に合ったやり方を見いだしていただければと思います。  
それでは、③の質問に移ります。

先月26日に奥物部ふるさと物産館で、小規模林業事業体の経営形態について実践者からの学びの講演会がありました。地域おこし協力隊として梼原町に雇用されていた方が、有限責任事業組合から株式会社へ転換し、造林・育林、育苗、森林教育、木製品の製作・販売等の事業を行っています。林業が仕事として成り立つことができれば、地元に雇用が生まれ、山への関心が高まるのではないかと思います。今回の講演会が次につながるものと期待しますが、どのように受け止めているでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 講演会は、未来の森づくり委員会の取組として今年度から始めたもので、森林や林業、木材に関わる内容について、行政と市民とが一緒に学び合える場をつくることを目的とし、今後は、令和8年度から令和9年度の期間、年2回の開催を計画しております。今回は、森林を生かした働き方の一つとして講演をいただいたもので、参加者からは、よく理解できた、造林に特化するのも柔軟だと感じた、経験に基づいた分かりやすい内容だった、若者のエネルギーを感じたといった意見がございました。好評であったように感じております。前職が林業とは全く関係のない職からの転職で、こういう形の小規模林業が増えればと感じました。

今後、森林への関心が高まり、起業といった話があれば、県など関係機関とも連携し、支援方法を検討していく考えでございます。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 起業ということがあれば支援していただけることは大変ありがたいと思いますが、小規模林業で丸太を出したりというところへの支援なんかは考えて、この起業という部分で、そういったことも含まれているんでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 今後、話があれば、そういうことも含めての検討になると思います。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 今年から講演が行われるようになったわけですが、私も大変いい取組だと感じております。そこで、副市長もこの講演をお聞きになったかと思いますので、副市長はどう受け止めておられるでしょうか。

○議長（小松紀夫君） 村上副市長。

○副市長（村上真祥君） 当日、私も未来の森づくり委員会を傍聴した関係で、こういった講演会があるということで参加させていただきました。所感といたしましては、先ほど担当課からも御答弁を申し上げましたけれども、今まで林業に携わったことがない方が、起業という形で、ある意味軽やかに林業、山の仕事に入っていけることを目の当たりにしたので、非常にこういう小さい業から始めることに可能性を感じた次第です。先ほど、これも担当課から御答弁を申し上げましたけれども、いろんな形で、例えば、苗を育てる、啓発をするといった小さな業の仕方もあると思います。また、個人でやつていらっしゃる方で、木材を出していく起業をしたいという方もおられると思いますので、様々な形でニーズに沿った支援の在り方を考えていきたいと思います。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、④に移ります。

国民の祝日に関する法律では、8月10日が山の日です。山の日は、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝することを趣旨に、2016年に制定されました。このことを受けて、山に関心が持てるようなイベント等の取組はできないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 2003年に県が独自に制定した記念日、11月11日の「うち山の日」に合わせ、高知県独自の森林環境税を活用した、うち山の日推進事業におきまして「ひのみこアウトドアフェス」が開催されております。また、10月には「もくもくエコランド」が高知市で、11月には「甫喜ヶ峰フェスティバル」が甫喜ヶ峰森林公園で、「キッズフェス」が県立森林研修センター情報交流館で開催されるといったように、イベントが市内外で行われているため、現時点では山に関するイベントを市で開催する考えはございません。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 市独自でする考えはないということですかね。いろいろと県も考えてくださっていると思うんですけども、市として、例えば、せっかく物部町には山がありますので、みやびの丘に登るとか、甫喜ヶ峰に行くとか、そういう山登り的なことなんかも計画できないかなと思うわけですが、今する予定はないとい

うことですが、なおもう一回お聞きいたします。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 森に関する、木に親しむようなイベントを、ぜひ、山崎議員に御提案いただきて、提案型事業がございますので。私の市政方針としましては、やはり住民の皆様方と一緒にやってやることですので、市主催というよりは、市民のやりたいことを応援していく。あと、山登りといったことに関しては、塩の道の事業が定着しております、私もスターという形で、いつもお手伝いをさせていただいています。

○議長（小松紀夫君） 11番、山崎晃子議員。

○11番（山崎晃子君） 市長から答弁をいただきましたけれども、様々な機会を通じて、山に関心を持っていただく何か取組というか、そういったところを私も考えていきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

本市は、合併して来年20周年を迎えます。合併時、西熊のヒカリ石に桜の記念植樹を行いました。当日は雨の中、当時の市長をはじめ、職員や議員、市民の有志が協力して植樹したことが思い出されます。その後、記念植樹された桜はどうなったのか、鹿の食害で枯れたとも聞きましたが、無事に成長していれば、きっときれいな桜の花を咲かせていることだと思います。せっかく記念植樹した桜を子供たちに見せることができなかったことは、大変残念に思います。また、記念植樹したことさえ忘れ去られているようにも思います。森林率87%である本市は、山とともにあることを強みと捉え、山への関心を持ち続け、次世代へ引き継いでいくことが大事だと思います。将来を担う子供たちに対する森林教育、森林学習の状況をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 教育振興課、前田課長。

○教育振興課長（前田薰君） お答えします。

小学校では、生活科、理科、社会、また、技術や家庭といった教科学習において、生態系、環境保全、森林資源の利用と保全、地域産業としての林業など、発達段階に応じて取り組んでおります。また、総合的な学習の時間には、香美市の8割を占める山林について、山の学習支援事業を活用しながら計画的に学習を実施しております。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 農林課、川島課長。

○農林課長（川島進君） 農林課では、令和2年度から「かみんぐBabys木のギフト」としまして、香美市に生まれた乳児に、市産材で作られた木製品をプレゼントしています。暮らしの中に木製品を取り入れ、木のよさを五感で感じてもらう機会を設けることで、将来の木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材のよさや利用の意義を学んでもらうことを期待しています。

また、令和4年度から行っている「かみんぐKids木の学校」では、市内の小学4

年生から 6 年生を対象とした、森林や木材に携わる職業体験を実施しています。今年度は、7 月 22 日、24 日、25 日の 3 日間を通して、森林管理署、森林組合、木材市場、製材所、設計士、大工の仕事を体験し、6 人の参加がございました。

以上です。

○議長（小松紀夫君） 11 番、山崎晃子議員。

○11 番（山崎晃子君） それぞれに取り組んでいただいていることが分かりました。

また続けてお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。⑥です。

22 日に視察した佐川町のおもちゃ美術館では、子供たちが木のぬくもりに触れながら楽しく遊んでいる姿を見ました。大人でも楽しめるおもちゃもあり、家族で楽しんでいる様子を見て、本市にも子供たちが木と触れ合える場所があればいいなと思いました。市の遊休施設や民間の建物を借りるなどして整備できないか、見解をお聞かせください。

○議長（小松紀夫君） 依光市長。

○市長（依光晃一郎君） 香美市には、大平地区に高知県立森林研修センター情報交流館があります。この施設について、広く市民に PR するなど、香美市の子供たちが今後とも木に親しめるよう取り組んでまいります。

○議長（小松紀夫君） 11 番、山崎晃子議員。

○11 番（山崎晃子君） 県の情報交流館があるので、市としては整備する予定はないということで、恐らくそういう答弁になるのではないかとも思っていました。木に触れ合うことはすごく大事なことですので、ぜひ、PR をしていただきたいと思いますし、財政的なこともありますので、こういったものを整備するのはなかなか難しいかとは思いますが、何か施設を造ったり、あるいは改修したりするようなときに、情報交流館はちょっと離れたところにありますので、気軽にやって遊べるものを作り出すのも一つの方法だと思います。そういったこともちょっと頭に置きながら、対応していただければと思います。

今回、私は林業施策について質問いたしましたけれども、やはり 87% という山林の状況を何とか生かしてもらいたい、そしてまた、みんなに関心を持ってもらいたいという思いで質問いたしました。またそれに取組を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小松紀夫君） 山崎晃子議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（小松紀夫君） 异議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

次の会議は9月11日午前9時から開会します。  
本日の会議はこれで延会します。  
(午後 3時35分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

